

道路工事の保安対策の手引

平成 2 6 年 6 月

名古屋市緑政土木局

は じ め に

本手引は、名古屋市管理の道路上で工事及び作業を行う場合の公衆の交通安全確保、危険防止のために遵守すべき一般的基準を示したものである。

名古屋市管理の道路上で行う工事及び作業に携わる発注者及び施工者は、本手引の内容を踏まえ、必要な道路標識、標示施設、防護施設及び照明施設の設置目的を理解し、施工現場の状況を勘案したうえで、施工現場に応じた公衆の交通安全確保、危険防止措置を講じなければならない。

目 次

第1章 標示施設等の設置基準	1
1 標示施設等の設置	1
2 標示施設の種類	6
3 工事標示板・工事説明板	7
4 工事標示補助板	17
5 う回案内板	22
6 工事案内板	25
7 規制案内板	27
8 工事情報板	30
9 防護施設の種類	32
10 防護さく等	33
11 セイフティコーン	39
12 照明施設の種類	40
13 作業区域警戒灯	41
14 標示施設照明灯等	44
15 黄色回転灯	46
第2章 交通対策・歩行者対策	47
1 交通対策	47
2 歩行者対策	56
第3章 標示施設等の設置例	57
第4章 その他	68
1 許可票などの現場掲示について	69
2 道路工事の広報について	70
3 道路工事に使用するデザインさくについて	77
4 地下埋設物による事故防止要綱について	78
<参考> 基準等一覧	86

第1章 標示施設等の設置基準

標示施設等の設置基準について、「道路に関する工事及び占用工事を施行する場合における標示施設等の設置基準（昭和61年2月7日名古屋市告示第46号）」の条文及びその解説を以下に示す。

1 標示施設等の設置

第1条 道路に関する工事及び占用工事(以下「工事」という。)を行う場合は、交通の円滑を図り、工事に基因する交通の危険を防止するために、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府建設省令第3号)に定めのあるもののほか、この基準に定めるところにより標示施設、防護施設及び照明施設を設置しなければならない。

- (1) 道路上における工事を行う場合は、交通渋滞をいかに少なくするか、また、道路利用者の安全をいかに確保するかを十分に検討し、必要な対策を実施することが大切である。そのためには、事前に工事の対象となる区域での道路の利用状況を調査し、現地に即した交通の処理方法を検討して、関係機関と調整しておく必要がある。
- (2) 道路上における工事を行う場合は、交通処理方法について、必ず事前に所轄警察署と協議し又は道路管理者及び所轄警察署長の許可を受け、その指示に従わなければならない。工事の許可条件は、道路管理者及び所轄警察署長から出される。両者の許可条件に従い、工事による交通の危険及び渋滞等を防止し、特に、歩行者の安全な通行を確保し得るよう、必要な道路標識、標示施設及び防護施設並びに照明施設を設置しなければならない。
- (3) 道路標識等の様式、設置方法等については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府建設省令第3号）」（以下「標識令」という。）及び「昭和37年建設省道発第372号道路局長通達」によることとされているので、これに準拠して行わなければならない。
- (4) 既設の交通安全施設等を移設、抹消、又は復旧する場合においても道路に関する工事及び占用工事を行う場合と同様に必ず当該道路管理者と十分に打合せを行い、その指示に従わなければならない。また、必要がある場合には、当該道路管理者の現場立会いを求めたうえ施工しなければならない。
- (5) 道路上における工事が、複数、同時期に近接場所で行われる場合の標示施設等の設置に関しては、当該工事関係者間で十分調整し、道路利用者が混乱することのないように努めなければならない。

(6) 各施設の設置目的は、以下のとおりである。

道路標識	道路利用者に対し、 関係法令の定めにより、 工事による交通の規制、指示を行う。
標示施設	道路利用者に対し、 工事の情報を 分かりやすく提供する。
防護施設	道路利用者に対し、 工事区域を明確に認識できるようにし、 工事区域への立ち入りを防止する。
照明施設	道路利用者に対し、夜間において、 標示施設、防護施設、作業区域を 視認できるようにする。

(道路標識)

- 1 道路標識は、本標識及び補助標識があり本標識には案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識の4種類がある。
- 2 道路標識には、道路管理者が設置する標識と公安委員会が設置する標識の2種類がある。
- 3 道路管理者のみが設置する標識には、全案内標識、全警戒標識、規制標識のうち危険物積載車両通行止め、最大幅、重量制限、高さ制限及び自動車専用を表示するものがある。
- 4 道路管理者及び公安委員会の両者が設置できる標識には、規制標識のうち通行止め、車両通行止め、車両進入禁止、二輪の自動車以外の自動車通行止め、車両（組合せ）通行止め、指定方向外進行禁止、自転車専用、自転車及び歩行者専用、歩行者専用、一方通行、徐行、指示標識の規制予告がある。
- 5 規制標識は、道路交通法により通行方法に対する罰則適用があるので、その設置には所轄警察署長との協議が必要となる。
- 6 道路工事を施行する場合に使用する主な道路標識は、次のとおりである。
- 7 道路標識の柱には、設置者名「名古屋市長」と記入する。
- 8 道路標識の寸法、色彩、文字の形、文字等の大きさは、標識令別表第二の規定によるものとする。
- 9 柱の寸法は、標識令別表第二の規定によるものとする。
- 10 道路標識の寸法は、標識令別表第二の図示寸法を拡大又は縮小することができるものとする。
 - (1) 案内標識及び警戒標識は、交通の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、1.3倍、1.6倍又は2倍にそれぞれ拡大することができる。
 - (2) 規制標識及び指示標識は、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合には、2倍まで拡大し、又は図示の2分の1まで縮小することができる。
 - (3) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。
- 11 道路標識には、原則として反射材料を用い又は反射装置若しくは夜間照明装置（内部照明式）を施すものとする。
- 12 道路標識は、転倒しないように設置しなければならない。

主な道路標識の事例

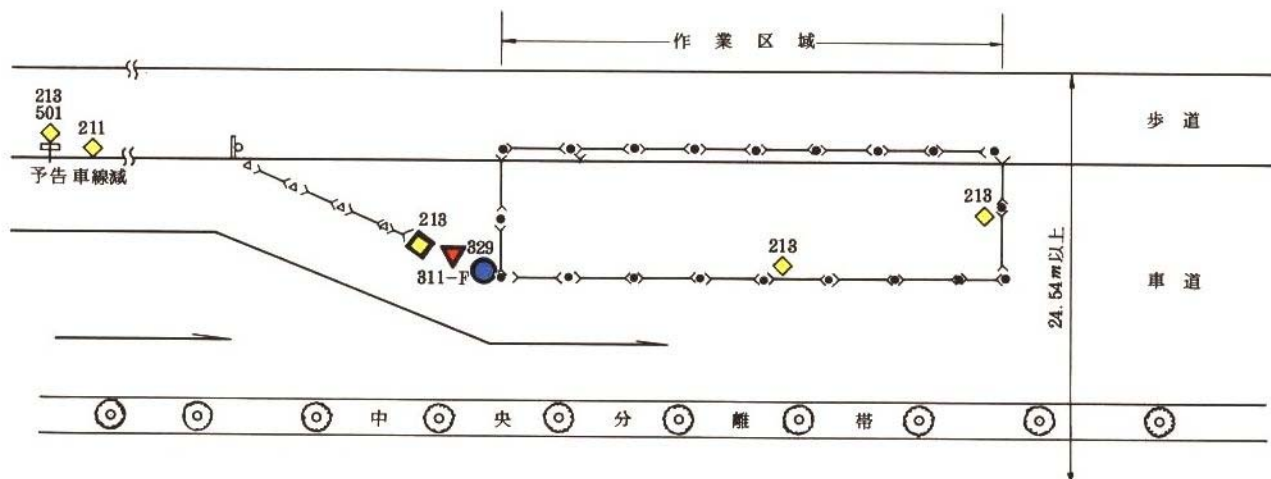
種 類	案内標識	警 戒 標 識			規 制 標 識	
	まわり道 (120-A)	道路工事中 (213)	車線数減少 (211)	二方向通行 (212の2)	車両通行止め (302)	指定方向外進行禁止 (311-F)
様式及び標準寸法(単位:mm)						
設置場所	まわり道を示す必要がある交差点の手前の左側の路端	道路における工事中又は作業中である区間の両面及びその手前50mから1kmまでの地点における左側の路端	車線数の減少始点の手前50mから200mまでの地点における左側の路端	二方向交通となる地点の手前50mから200mまでの地点における左側の路端	車両の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端	車両の進行を禁止する交差点の手前の左側の路端若しくは中央分離帯若しくは当該交差点に係る信号機(車両に対面するものに限る。)の設置場所又は車両の進行を禁止する場所の前面

種 類	規制標識	指示標識	補助標識
	徐 行 (329)	規 制 予 告 (409-A)	距離・区域 (501)
様式及び標準寸法(単位:mm)			
設置場所	車両が徐行すべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端	標示板に表示される交通の規制が当該道路の前方の場所において行われていることを予め示す必要がある場所内の必要な地点における左側の路端	本標識に添架

(大型道路標識の設置例)

大型道路標識は、幹線道路（幅員 24.54 メートル以上の道路及び市長が指定する道路）上の工事で、かつ工事期間が 3 か月以上の大規模工事について設置するものとする。

大型道路標識の標準設置図



大型道路標識の事例

種類	指定方向外 進行禁止 (311-F)	徐 行 (329)	道路工事中 (213)	距 離 (501)
倍率	1.5	1.3	1.6	1.6
様式及び標準寸法（単位… mm）				

2 標示施設の種類

第2条 標示施設の種類は、工事標示板（第1号様式）、簡易工事標示板（第1号の2様式）、工事説明板（第1号の3様式）、工事標示補助板（第2号様式）、う回案内板（第3号様式）、工事案内板（第4号様式）、規制案内板（第5号様式）及び工事情報板（第6号様式）とする。

道路において工事又は作業を行う場合、あらかじめ工事の概要を道路利用者や付近の住民に周知させ、理解と協力を得るとともに円滑な交通の確保に努めることが重要である。

標示施設は、工事の情報を道路利用者や工事現場付近の住民に周知させることを目的に設置するものである。

3 工事標示板・工事説明板

第3条 工事標示板は、工事の作業期間中設置しておかなければならない。ただし、短期間に完了する軽易な工事については、別に定めるところにより、簡易工事標示板によることができる。

2 工事標示板は、工事区域の起点及び終点の適切な道路の部分に設置しておかなければならない。

3 工事を広域にわたって行う場合は、作業期間中、第2項に定めるほか、簡易工事標示板又は工事説明板を作業区域の前後の適切な道路の部分に設置しておかなければならない。

4 工事内容等を特に道路利用者に周知することが必要な場合は、工事標示板の設置に加え、工事説明板を適切な道路の部分に設置することができる。

(1) 工事標示板等は、以下の表に従い設置する。

	右以外の工事	短期間に完了する軽易な工事	広域にわたって行う工事
工事標示板 (第1号様式)	○	—	○
簡易工事標示板 (第1号の2様式)	—	○	○ (※2)
工事説明板 (第1号の3様式)	△ (※1)	—	

○ ……設置必要

△ ……必要に応じて設置

— ……設置不要

(注)

※1 工事現場の状況等から工事内容等を特に道路利用者に周知する必要がある場合、工事標示板に加えて設置するものである。設置場所については、工事内容等が効果的・効率的に道路利用者へ周知できる場所とするよう努めなければならない。(第4項関連)

※2 広域にわたって工事を行う場合は工事区域の起点及び終点に設置する工事標示板のみでは道路利用者に対する工事内容等の周知が十分でない場合がある。このため、工事標示板の設置に加えて、簡易工事標示板、工事説明板のいずれかを設置し、工事内容等の周知を図るものである。(第3項関連)

- (2) 工事標示板（第1号様式）は、工事内容、工事種別名、工事期間、発注者及び施工者を明記し、工事区域の起点及び終点に設置しなければならない。設置場所は、道路利用者の支障にならない場所とし、現場状況に応じ可能な限り道路利用者が見やすくなるような配慮（交通流に対し角度を付す等）をすること。
- (3) 「短期間に完了する軽易な工事」とは、水道、ガス、電気等の引き込み、建柱・抜柱、試掘、区画線設置、街路樹の植替え等の工事をいう。
- (4) 工事標示板等に記入する完了年月日は、道路上作業の終了予定日とする。工事標示板に記入する作業時間帯は、道路使用許可書又は道路交通法 80 条の規定に基づく協議回答書に記載の時間帯と同一とする。なお、完了年月日、作業時間帯が変更になった場合は、速やかに工事標示板の記入内容の変更を行うこと。
- (5) 工事説明板（第1号の3様式）は、工事内容、工事期間、発注者及び施工者を明記し、適切な道路の部分に設置する。設置場所は、道路利用者の支障にならない場所とし、現場状況に応じ可能な限り道路利用者が見やすくなるような配慮（交通流に対し角度を付す等）をすること。
- (6) 工事標示板等の文字は、ていねいに書き容易に消えることのないようにしなければならない。
- (7) 照明は、第14条標示施設照明灯の項を参照すること。
- (8) 工事標示板の工事種別名（例）は、次のとおりとする。

区分	工事の種類	主な工程	標示内容(案)		
			件名	丁寧標示	簡潔標示
維持補修・ 交安・コニ 道・道路整 備等	舗装工事	舗装工事	舗装工事	傷んだ舗装をなおしています	舗装をなおしています
	舗装道補修工事	舗装道補修工事	舗装道補修工事	道路の維持補修を行っています	舗装をなおしています
	復旧工事	復旧工事	復旧工事	埋設跡の舗装を行っています	舗装をなおしています
	側溝改良工	側溝改良工	側溝改良工事	側溝を新しいものに改良しています	側溝工事を行っています
	側溝修繕工	側溝修繕工	側溝修繕工事	側溝の修繕を行っています	側溝工事を行っています
	塗装工	塗装工	〇歩道橋(街路灯)塗装工事	歩道橋(街路灯)の塗装を行っています	塗装工事を行っています
	歩道工事	歩道工事	歩道整備工事	歩道の新設(改良)工事を行っています	歩道工事を行っています
	歩道等	自転車歩行者道(切り下げ)整備	歩道整備工事	歩道の新設(改良)工事を行っています	歩道工事を行っています
	歩道等	身体障害者対策	バリアフリー対策工事	歩道をバリアフリーにし通りがくします	バリアフリー工事を行っています
	交差点改良	交差点改良	バリアフリー対策工事	点字平板を設置しています	バリアフリー工事を行っています
	道路照明	道路照明整備	交差点改良工事	交差点を改良しています	交差点を改良しています
	防護柵	防護柵整備	道路照明設置工事	道路照明を設置しています	道路照明を設置しています
	道路標識等	道路標識(道路反射鏡)整備	防護柵設置工事	ガードパイプ(レール)を設置しています	ガードパイプ(レール)を設置しています
	交通安全防止重点対策	交通安全緊急対策	道路標識(道路反射鏡)設置工事	道路標識(道路反射鏡)を設置しています	道路標識(道路反射鏡)を設置しています
	交通安全防止重点対策	交通安全緊急対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため〇〇を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	交通安全防止重点対策	交通安全緊急対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため〇〇を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	カーブ対策	カーブ対策	交通安全防止重点対策工事	カーブの交通安全事故対策のため〇〇を設置しています	カーブの交通安全事故対策工事をしています
	区画線整備	区画線整備	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	区画線を設置しています
	通学路安全対策	路肩カラー舗装	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
新設改良	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
橋梁・立体 交差	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています
	交通安全対策	交通安全対策	交通安全防止重点対策工事	交通安全事故対策のため区画線を設置しています	交通安全事故対策工事をしています

(注) 上記以外の工事については、所轄土木事務所と協議して標示するものとする。

区分	工事の種類	主な工程	標示内容(案)		
			件名	丁寧標示	簡潔標示
土木 工事	河川	護岸	河川工事	護岸を改修しています	河川工事を行っています
		浚渫工事		川底を掘り下げています	
	河川等環境整備	散策路整備(工事)		川沿いの散策路をつくっています	
		環境整備(全般)	河川工事	水と緑に親しむことのできる川(等)をつくっています	河川工事を行っています
		散策路・遊歩道		川沿いの散策路をつくっています	
		護岸等	ため池工事	ため池の改修を行っています	ため池工事を行っています
	排水路	浚渫		池底にたまった土砂を撤去しています	
		環境整備		水と緑に親しむことのできるため池をつくっています	
		一般排水路	排水路工事	大雨に強いまわりのため排水路をつくっています	排水路工事を行っています
		貯留管		大雨のときに雨水をためる貯留管をつくっています	
設備 工事	貯留施設	貯留施設	貯留施設工事	大雨のときに雨水をためる施設をつくっています	貯留施設工事を行っています
		道路排水設備	機械設備工事	ポンプの設置工事を行っています	ポンプの設置工事を行っています
		排水ポンプ設備	電気設備工事	電気設備の設置工事を行っています	電気設備の設置工事を行っています
			機械設備工事	ポンプの取替工事を行っています	ポンプの取替工事を行っています
	電気通信設備		電気設備工事	電気設備の取替工事を行っています	電気設備の取替工事を行っています
			テレメータ工事	テレメータ設備の設置工事を行っています	ポンプを監視する装置を設置しています
				テレメータ設備の取替工事を行っています	ポンプを監視する装置を取替えています
				公園の清掃を行っています	公園の管理を行っています
	年間管理	清掃	公園管理	公園の除草・清掃を行っています	
		除草・清掃		公園の樹木の刈り込みを行っています	
公園	公園工事	樹木の刈り込み		公園の花植えを行っています	
		花植え		公園の〇〇をなしています	公園の工事を行っています
		公園工事		公園の〇〇をつくっています	
				公園の樹木剪定を行っています	公園の管理を行っています
	剪定	単契(委託)	公園管理	公園の樹木の害虫を防除しています	公園の管理を行っています
		単契(工事)	公園工事	公園の〇〇をなしています	公園の工事を行っています
			街路樹管理	植樹帯の除草・清掃を行っています	街路樹の管理を行っています
				植樹帯の刈り込みを行っています	
	街路樹	樹木の刈り込み		植樹帯の花植えを行っています	
		花植え		街路樹を植えています	街路樹の工事を行っています
街路樹	工事		街路樹工事	道路の〇〇をなしています	植樹帯の工事を行っています
				街路樹の剪定を行っています	街路樹の管理を行っています
			街路樹管理	街路樹の害虫を防除しています	
			街路樹工事	道路の〇〇をなしています	街路樹の工事を行っています
	剪定	単契(委託)	街路樹管理	街路樹の〇〇をなしています	街路樹の工事を行っています
		単契(工事)	街路樹工事	危険な街路樹を撤去しています	植樹帯の工事を行っています
	年間管理	単契(委託)	街路樹管理	街路樹の〇〇をなしています	街路樹の工事を行っています
		単契(工事)	街路樹工事	危険な街路樹を撤去しています	植樹帯の工事を行っています

(注) 上記以外の工事については、所轄土木事務所と協議して標示するものとする。

(上水道・下水道)

区分	工事の種類	主な工種	標示内容(案)		
			件名	丁寧標示	簡潔標示
上水道	水道工事	供給関連工事	水道工事	水道管の[新設・取替・撤去]を行っています	水道工事を行っています
		新設[増設・取替・撤去]関連工事			
		修繕・補修工事		水道管の修理を行っています	
		配水管工事		水道管の移設を行っています	
		支障移転工事		埋設物の調査を行っています	
		埋設物調査工事		緊急で水道の漏れをなおしています	
		緊急工事		水道管の点検・修理を行っています	
		点検・修繕工事		水道管の掘削跡の復旧を行っています	
		舗装復旧工事			
		新設[増設・取替・撤去]関連工事		下水道施設の[新設・取替・撤去]を行っています	下水道工事を行っています
下水道	下水工事	(浸水対策・耐震工事)	下水工事	下水道施設の[浸水対策・耐震化]を行っています	
		修繕・補修工事		下水道施設の修理を行っています	
		支障移転工事		下水道施設の移設を行っています	
		埋設物調査工事		埋設物の調査を行っています	
		緊急工事		緊急で下水道管をなおしています	
		点検・修繕工事		下水道施設の点検・修理を行っています	
		舗装復旧工事		下水道管の掘削跡の復旧を行っています	

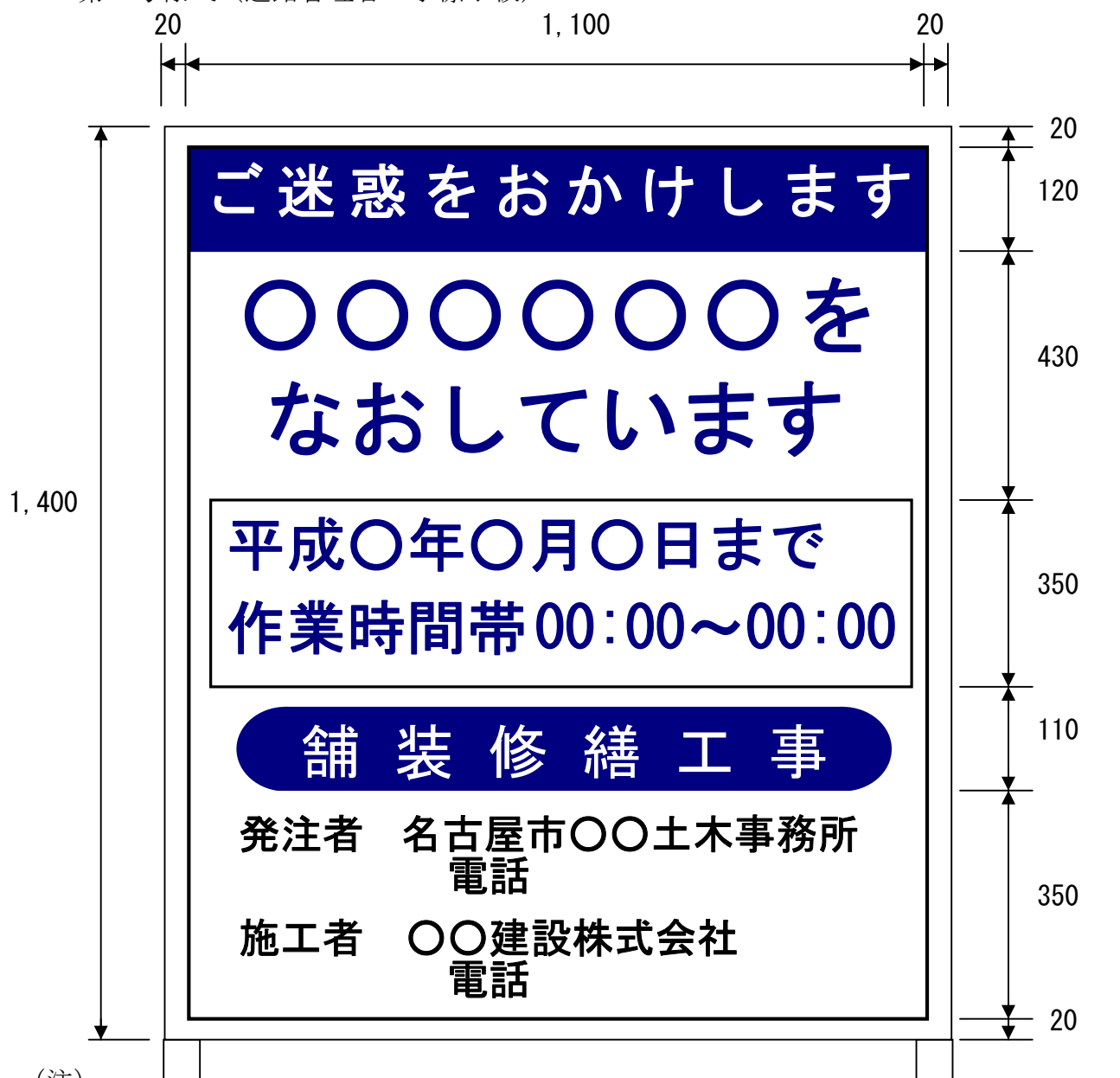
(注) 上記以外の工事については、所轄土木事務所と協議して標示するものとする。

区分	工事の種類	主な工事	標示内容(案)		
			件名	丁寧標示	簡潔標示
都市高	都市高工事	都市高工事	高速道路工事	都市高速道路を造っています	都市高速道路工事を行っています
		修繕・補修工事		都市高速道路の修繕・修理を行っています	
		埋設物調査工事		埋設物の調査を行っています	
		点検・補修工事		都市高速道路の修繕・修理を行っています	
		塗装工事		都市高速道路の塗装を行っています	
		舗装復旧工事		舗装復旧工事を行っています	
地下鉄	地下鉄工事	地下鉄工事	地下鉄工事	地下鉄を造っています	地下鉄工事を行っています
		新設[改築]工事		エレベーターの[新設・改築]工事を行っています	
		修繕・補修工事		地下鉄施設の修理・補修を行っています	
		埋設物調査工事		埋設物の調査を行っています	
		舗装復旧工事		舗装復旧工事を行っています	
		供給関連工事	電話・電気工事	電話・電気設備の[新設・取替・撤去]を行っています	電話・電気工事を行っています
電話 電気	電話・電気工事	新設(増設・取替・撤去)関連工事		電話・電気設備の移設を行っています	
		支障移設工事		電話・電気通信ケーブルの敷設を行っています	
		通信ケーブル関連工事		埋設物の調査を行っています	
		埋設物調査工事		電話・電気設備の緊急修理を行っています	
		緊急工事		電話・電気設備の班出入を行っています	
		機材搬出入工事		電話・電気設備の点検・修理を行っています	
ガス	ガス工事	点検・補修工事		電柱の撤去を行っています	
		無電柱工事		電話・電気設備の掘削後の復旧を行っています	
		舗装復旧工事		ガス管の[新設・取替・撤去]を行っています	ガス工事を行っています
		供給関連工事	ガス工事	ガス管の修理を行っています	
		新設(増設・取替・撤去)関連工事		ガス管の移設を行っています	
		修繕・補修工事		埋設物の調査を行っています	
ガス	ガス工事	支障移設工事		ガス漏れのため緊急修理を行っています	
		埋設物調査工事		ガス管の点検・修理を行っています	
		緊急工事		ガス管の掘削跡の復旧工事を行っています	
		点検・補修工事			
		舗装復旧工事			

(注) 上記以外の工事については、所轄土木事務所と協議して標示するものとする。

(9) 第1号様式、第1号の2様式、第1号の3様式は、次のとおりとする。

第1号様式（道路管理者工事標示板）



(注)

(単位：ミリメートル)

- (1) この様式を標準とする。
- (2) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については、青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (3) 縁の余白は 20mm、縁線の太さは 10mm、区画線の太さは 5mm とする。
- (4) 材料は、鉄製又は木製とする。その他の材料を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (5) 文字標示面は、文字が不明確にならないよう留意すること。また、文字標示面の材料は、必要に応じてカプセルレンズ型再帰性反射材とすることができる。その他の反射材を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (6) 設置の際は、風等で転倒しないよう必要な措置を行うこと。

第1号様式（占有者工事標示板）



(注)

(単位：ミリメートル)

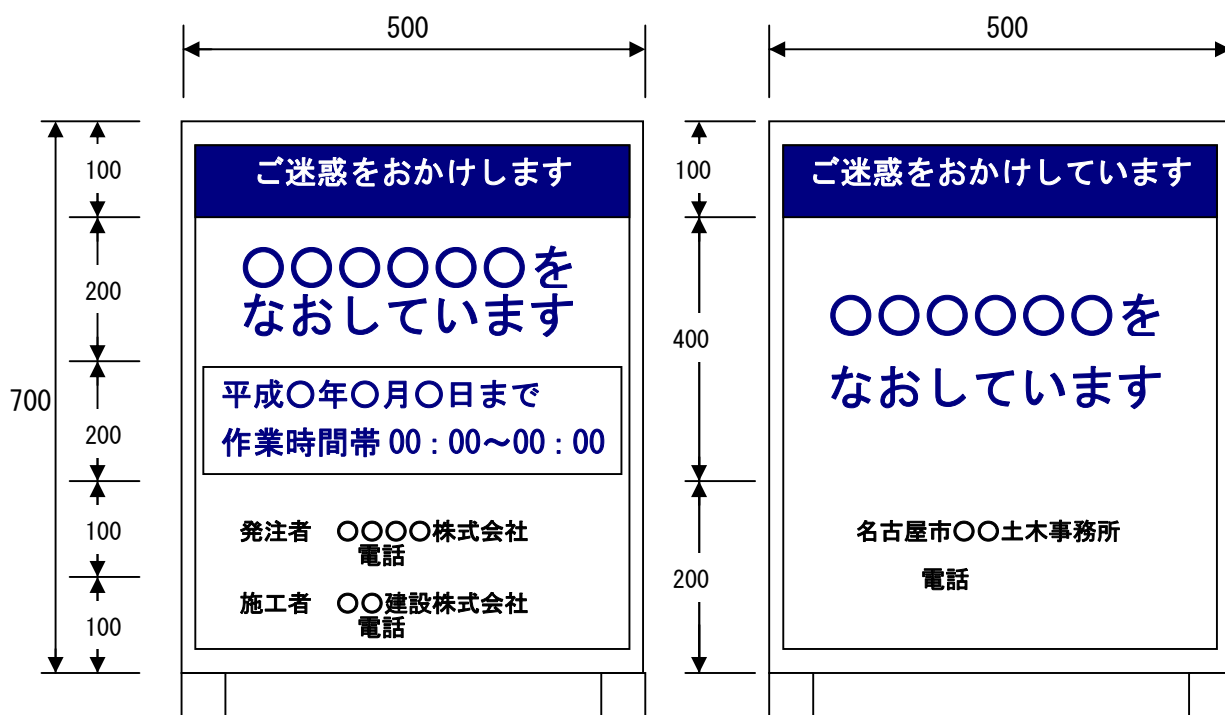
- (1) この様式を標準とする。
- (2) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「電気工事」等の工事種別については、青地に白抜き文字とし、「OOOOOをなおしています」等の工事内容、工事期間については青文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (3) 縁の余白は20mm、縁線の太さは10mm、区画線の太さは5mmとする。
- (4) 材料は、鉄製又は木製とする。その他の材料を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (5) 文字標示面は、文字が不明確にならないよう留意すること。また、文字標示面の材料は、必要に応じてカプセルレンズ型再帰性反射材とすることができる。その他の反射材を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (6) 設置の際は、風等で転倒しないよう必要な措置を行うこと。

第1号の2様式
(簡易工事標示板A)

第1号の2様式
(簡易工事標示板B)

主たる工事者の単独工事の場合の簡易工事標示板及び従たる工事者が行う工事の場合、主たる工事者が請負工事で行う短期間に完了する軽易な工事の場合

主たる工事者が直営で行う短期間に完了する軽易な工事の場合

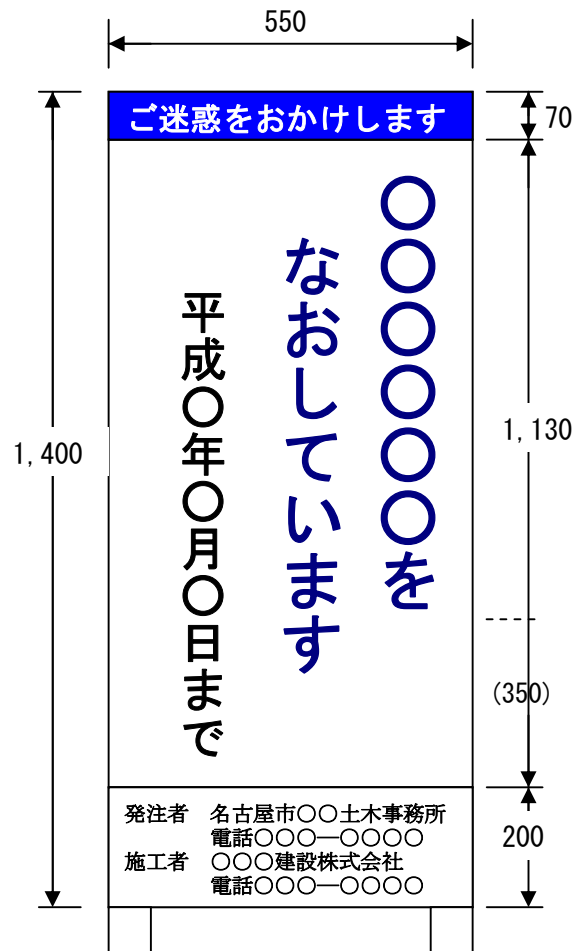


(単位：ミリメートル)

(注)

- (1) この様式を標準とする。
- (2) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (3) 縁の余白は10mm、縁線及び区画線の太さは5mmとする。
- (4) 材料は、鉄製又は木製とする。その他の材料を使用する場合は、道路管理者の許可を得るものとする。
- (5) 文字標示面は、文字が不明確にならないよう留意すること。また、文字標示面の材料は、必要に応じてカプセルレンズ型再帰性反射材とすることができる。その他の反射材を使用する場合は、道路管理者の許可を得るものとする。
- (6) 設置の際は、風等で転倒しないよう必要な措置を行う。

第 1 号の 3 様式（工事説明板）



（単位：ミリメートル）

（注）

- （１）この様式を標準とする。
- （２）色彩は、「ご迷惑をおかけします」等挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- （３）標示内容については、現場状況に応じた文言とすること。
- （４）材料は、鉄製又は木製とする。その他の材料を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- （５）文字標示面は、文字が不明確にならないよう留意すること。また、文字標示面の材料は、必要に応じてカプセルレンズ型再帰性反射材とすることができる。その他の反射材を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- （６）設置の際は、風等で転倒しないよう必要な措置を行うこと。

4 工事標示補助板

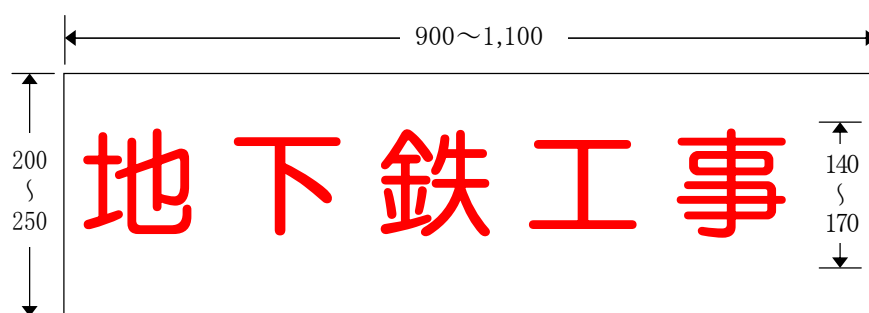
第4条 一作業区域が50メートル以上となる場合、交差点内に作業区域を設ける場合、関連する工事を支線部で行う場合及びその他必要と認める場合は、防護さく（第7号様式）に工事標示補助板を設置しておかなければならない。

工事標示補助板（第2号様式）は、道路利用者に作業区域内の工事の内容を明示し、道路利用者に工事の協力と理解を得ることを目的に設置するものである。

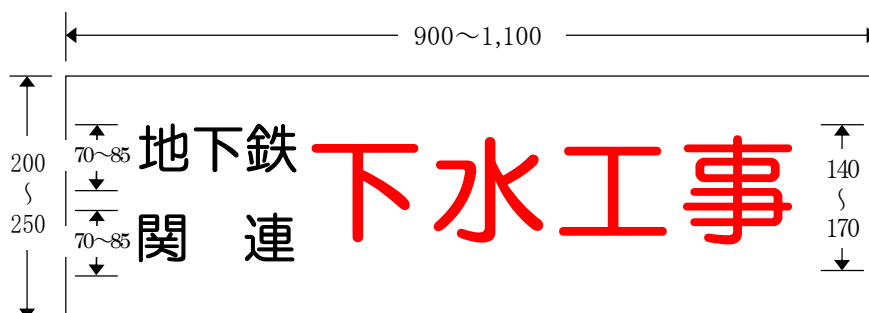
（1）第2号様式は、次のとおりとする。

第2号様式(工事標示補助板)

1.本体工事の場合



2.関連工事の場合



（単位：ミリメートル）

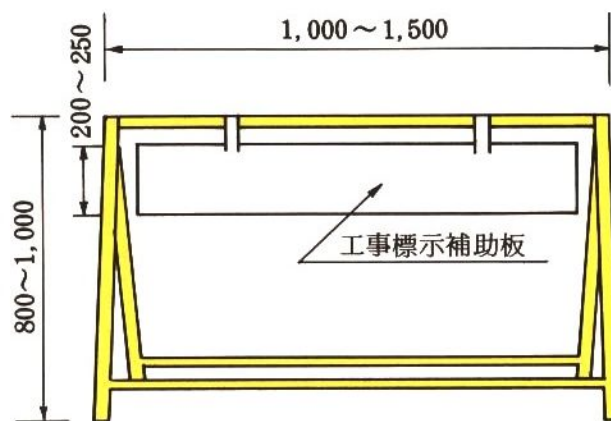
（注）

- （1）この様式を標準とする。
- （2）地は白色とし、「地下鉄工事」及び「下水工事」の文字は蛍光性の赤色、「地下鉄関連」の文字は青色又は黒色とする。
- （3）「地下鉄工事」及び「下水工事」の文字は、工事の内容により適宜標示する。

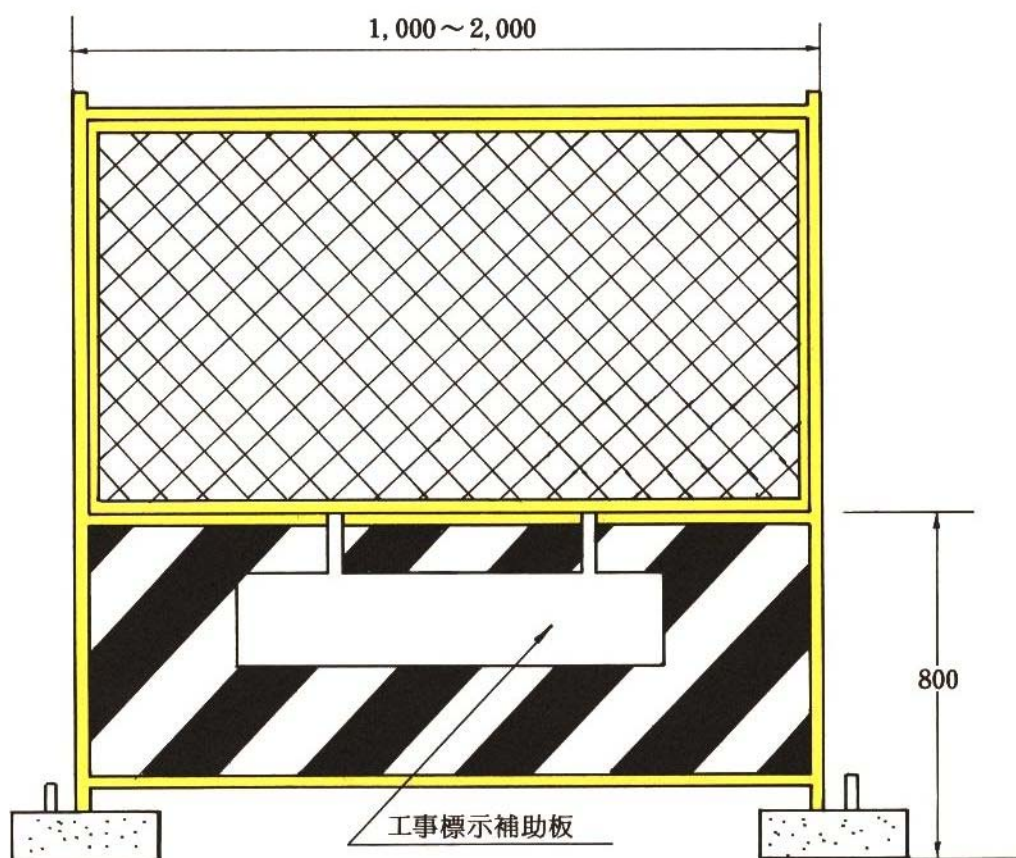
(2) 取付位置は、次図に示すとおりである。

取 付 位 置 図

(A 型)



(つい立て式)



(3) 工事標示補助板の標示名(例)は、次のとおりとする。

工事標示補助板の標示名(例)

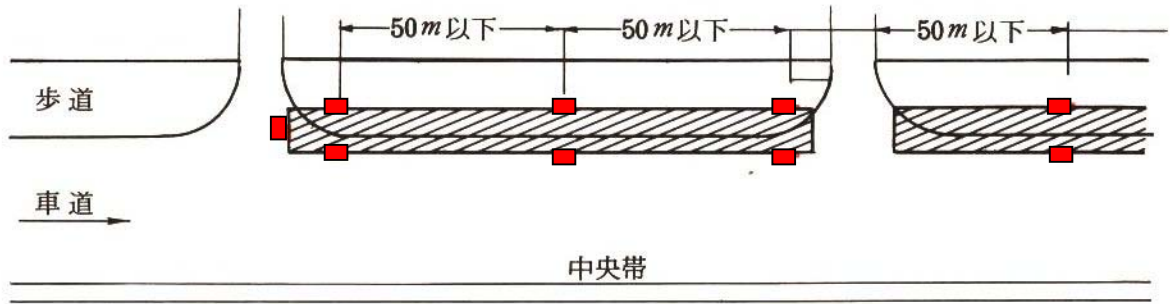
標示名	工事内容
1 道路工事	歩道整備 バリアフリー対策 コミュニティ道路整備 電線共同溝 交差点改良
2 舗装工事	舗装復旧 舗装道補修工事
3 橋梁工事	橋梁新設、補修等
4 立体交差工事	単独、連続立体交差
5 河川工事	河川改修等
6 排水管(路)工事	排水管布設、水路改修等
7 都市高工事	名古屋高速道路公社工事
8 地下鉄工事	交通局高速度鉄道工事
9 水道工事	上下水道局上水道工事
10 下水工事	上下水道局下水道工事
11 電話工事	電話工事
12 電気工事	電気工事
13 ガス工事	ガス工事

- (注) 1 上記以外の工事については、所轄土木事務所等と協議して標示するものとする。
- 2 個々に関連する工事の標示については、「地下鉄関連ガス工事」、「舗装関連ガス工事」のように標示する。

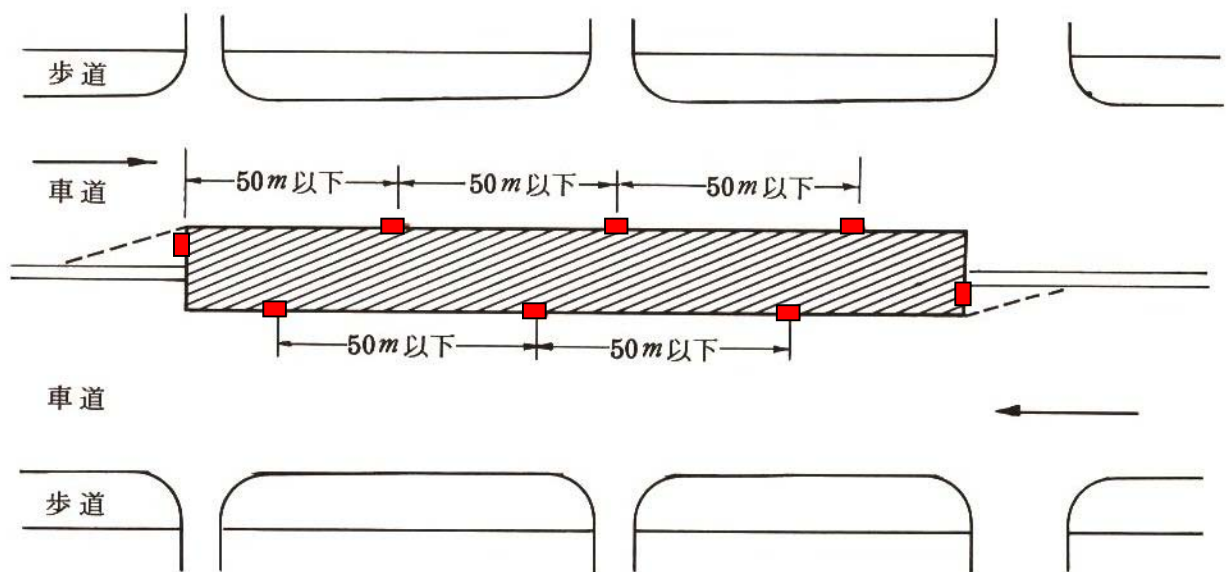
工事標示補助板の設置例

1 一作業区域が 50 メートル以上となる場合

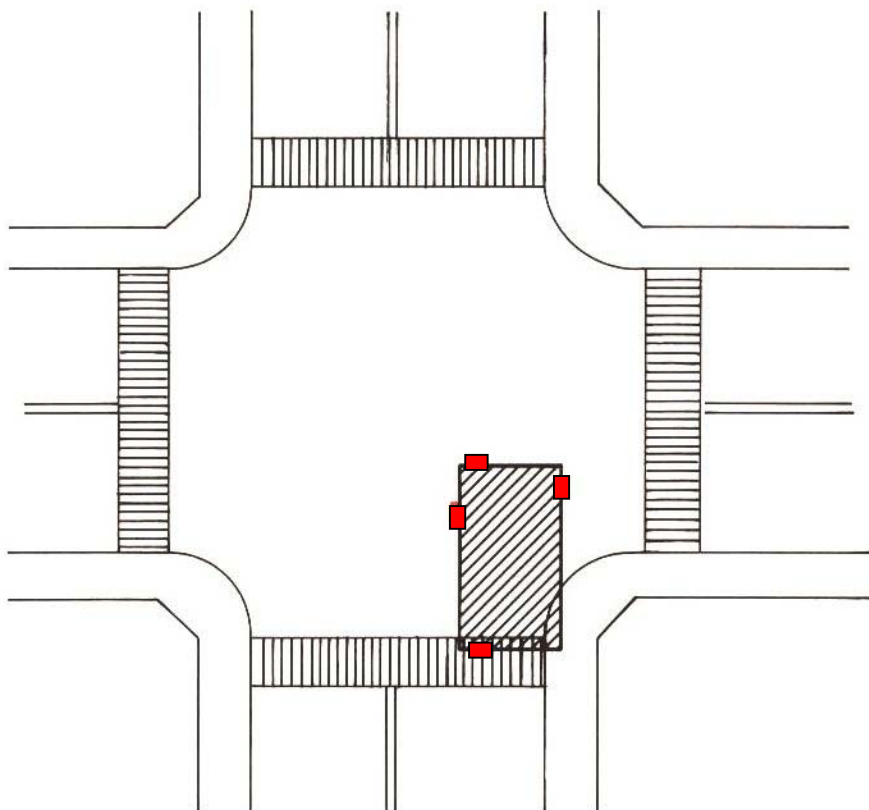
< 歩車道 >



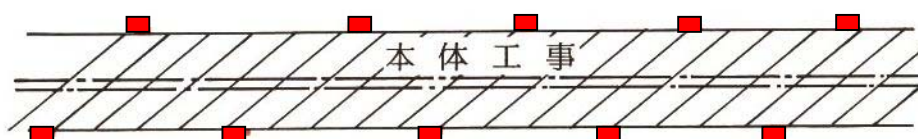
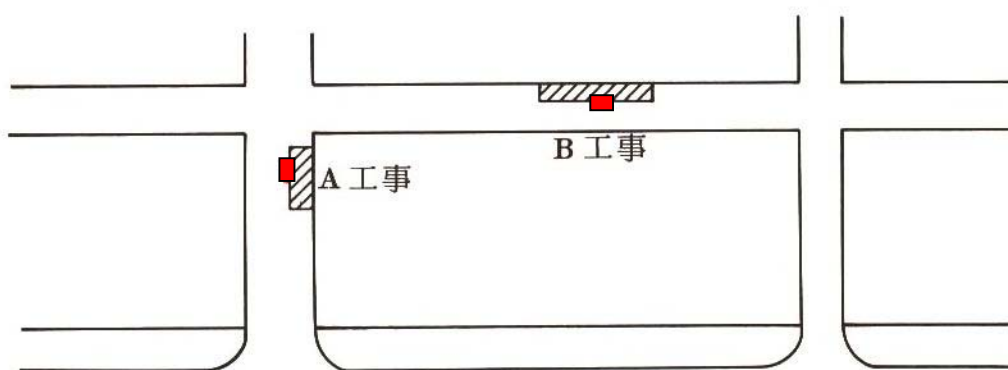
< 車 道 >



2 交差点内に作業区域を設ける場合



3 関連する工事を支線部で行う場合



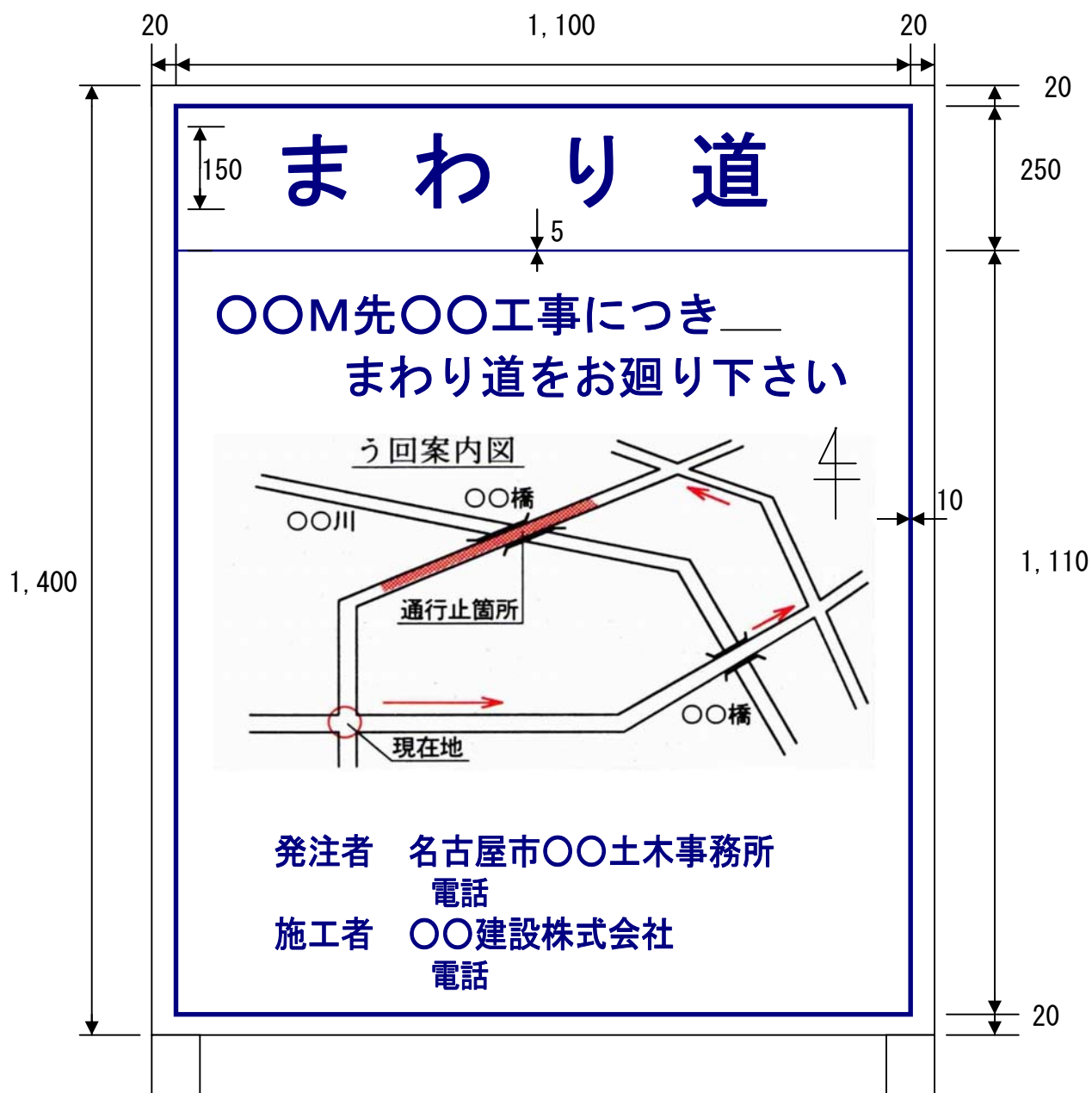
(注) 本体工事に関連するA工事・B工事にも、工事標示補助板を設置すること。

5 う 回 案 内 板

第5条 う回路を指定した場合には、特にその必要がないと認めるときを除き、当該う回路の起点及び終点並びに重要な経過地にう回案内板を設置しておかなければならない。

- (1) 工事のためにやむを得ず道路の区間を通行止めとし、道路利用者をう回させる必要がある場合には、う回路を指定し、道路利用者が安全かつ迷うことなく通過できるよう十分な配慮が必要である。
- (2) う回路を必要とする工事を行う場合には、周辺地域の道路網や沿道の建物構成及び交通規制等を十分に調査し、工事現場付近の住民にトラブルが生じないように心掛けるとともに、当該う回路を必要とする作業期間中、当該う回路の起点及び終点並びに重要な経路地にう回案内板を設置する。
- (3) う回路を指定する場合には、第3号様式のう回案内板を設置するものとする。設置場所は、道路利用者の支障にならない場所とし、現場状況に応じ可能な限り道路利用者が見やすくなるような配慮（交通流に対し角度を付す等）をすること。また、標示内容に、現在位置、方位を表示し、進行方向を上にする等、道路利用者に分かり易くするよう配慮すること。
- (4) う回路の指定を一時的に解除する場合は、原則、う回案内板を撤去しなければならない。撤去することが困難な場合は、う回案内板の全面を覆い隠さなければならない。
- (5) 第3号様式は、次のとおりとする。

第3号様式（う回答内板）



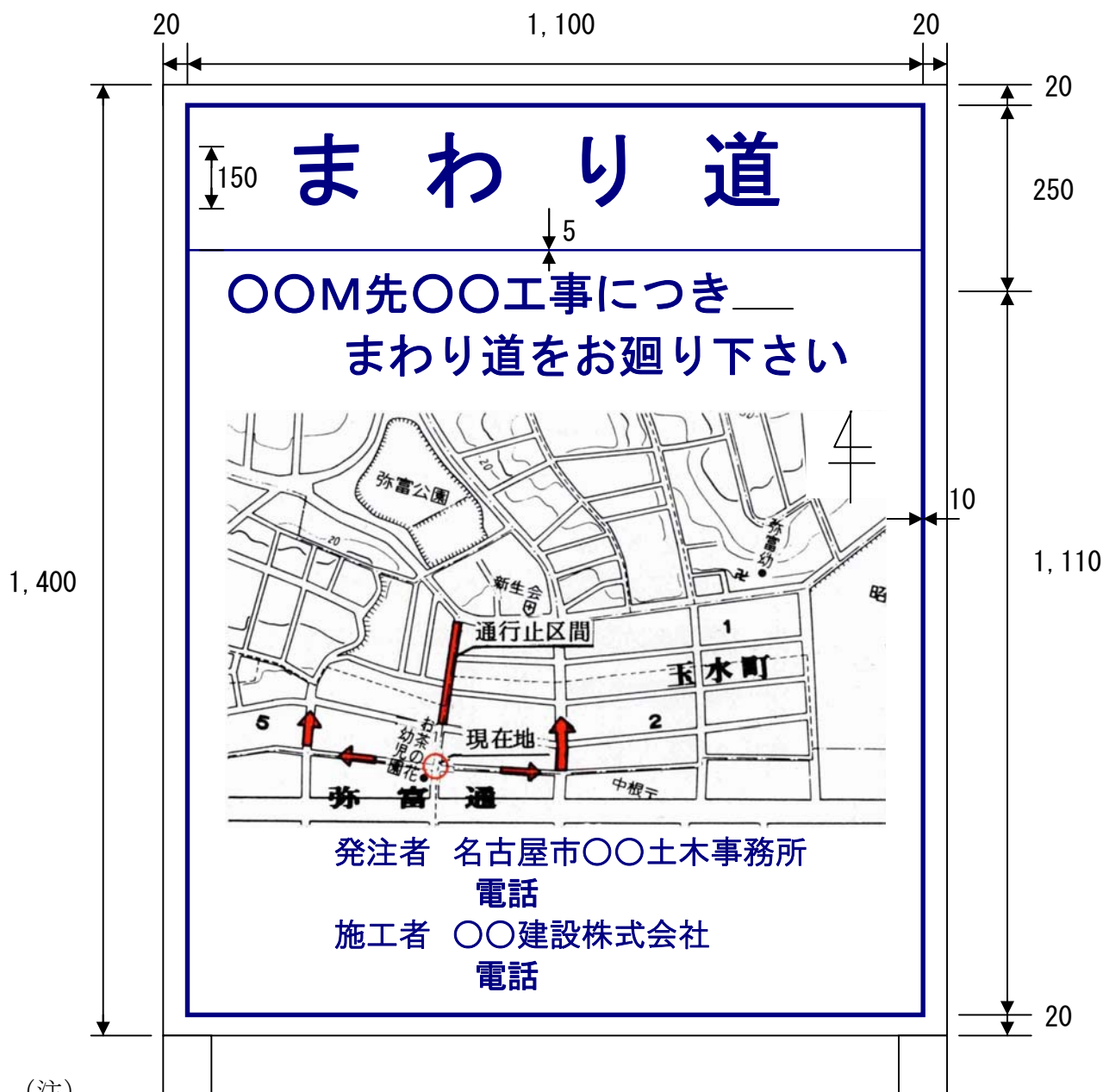
(注)

(単位：ミリメートル)

- (1) この様式を標準とする。
- (2) 色彩は、文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (3) 縁の余白は **20mm**、縁線の太さは **10mm**、区画線の太さは **5mm** とする。
- (4) 図中の通行止区間、現在地及び矢印は蛍光性の赤色とする。
- (5) 材料は、鉄製又は木製とする。その他の材料を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (6) 文字標示面は、文字が不明確にならないよう留意すること。また、文字標示面の材料は、必要に応じてカプセルレンズ型再帰性反射材とすることができる。その他の反射材を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (7) 設置の際は、風等で転倒しないよう必要な措置を行うこと。

(6) う回路を指定できない場合には、次の表示例によるものとする。なお、規制の内容の表示欄及び図の大きさは、必要に応じて変更できる。

(表示例)



(注)

(1) この様式を標準とする。

(単位：ミリメートル)

(2) 色彩は、文字及び記号を青色、地を白色とする。

(3) 縁の余白は 20mm、縁線の太さは 10mm、区画線の太さは 5mm とする。

(4) 図中の通行止区間、現在地及び矢印は蛍光性の赤色とする。

(5) 材料は、鉄製又は木製とする。その他の材料を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。

(6) 文字標示面は、文字が不明確にならないよう留意すること。また、文字標示面の材料は、必要に応じてカプセルレンズ型再帰性反射材とすることができる。その他の反射材を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。

(7) 設置の際は、風等で転倒しないよう必要な措置を行うこと。

6 工事案内板

第6条 工事を広域にわたって行う場合において必要があると認めるときは、市長の指示する位置に工事案内板を設置しておかなければならない。

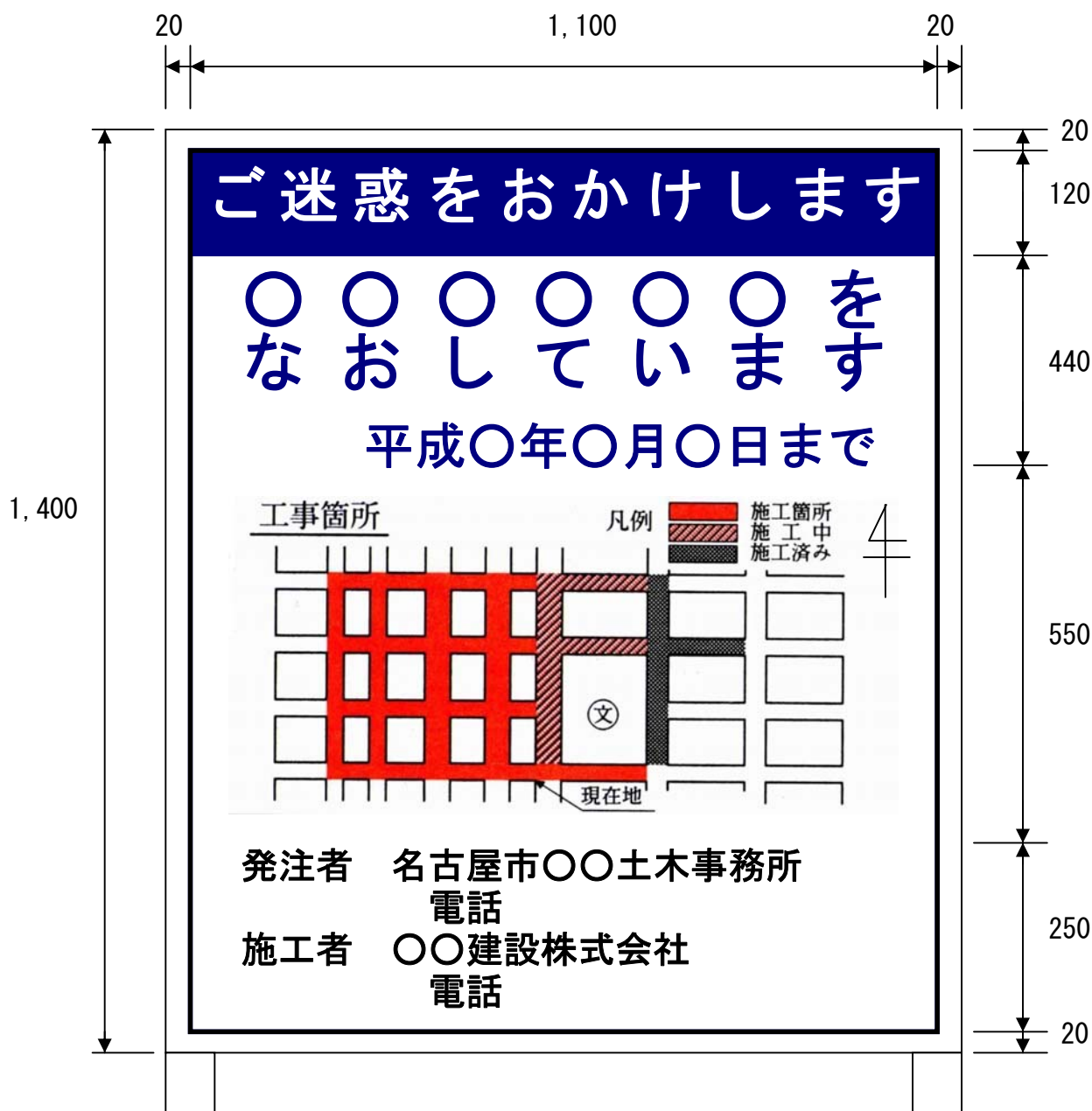
工事案内板（第4号様式）は、工事を広域にわたって行う場合において、道路利用者に全体施工箇所、現在施工中の箇所、施工済みの箇所を明示し、う回方法及び工事進ちょく状況を周知させるために設置するものである。

- （1）区間・完了年月日を工事案内板に記入するときは、ていねいに書き、容易に消えることのないようにする。
- （2）工事標示板に記入する完了年月日は、道路上作業の終了予定日とする。
- （3）工事箇所の標示は、次のとおりとする。

施工箇所	
施工中の箇所	
施工済みの箇所	

- （4）設置場所は、道路利用者の支障にならない場所とし、現場状況に応じ可能な限り道路利用者が見やすくなるような配慮（交通流に対し角度を付す等）をすること。また、標示内容に、現在位置、方位を表示し、進行方向を上にする等、道路利用者に分かり易くするよう配慮すること。
- （5）第4号様式は、次のとおりとする。

第4号様式（工事案内板）



(注)

(単位：ミリメートル)

- (1) この様式を標準とする。
- (2) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (3) 図中の施工箇所及び施工中の部分は、蛍光性の赤色とする。
- (4) 縁の余白は 20mm、縁線の太さは 10mm とする。
- (5) 材料は、鉄製又は木製とする。その他の材料を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (6) 文字標示面は、文字が不明確にならないよう留意すること。また、文字標示面の材料は、必要に応じてカプセルレンズ型再帰性反射材とすることができる。その他の反射材を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (7) 設置の際は、風等で転倒しないよう必要な措置を行うこと。

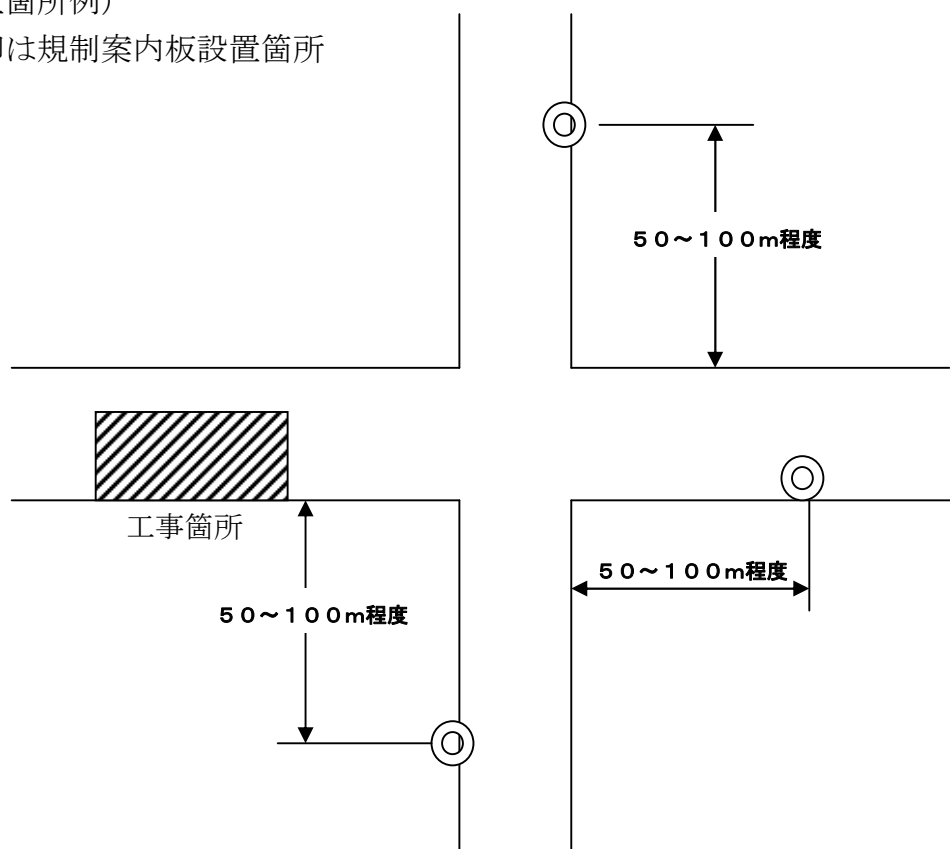
7 規制案内板

第7条 工事を行うことにより交通を規制する場合において必要があると認めるときは、市長の指示する位置に規制案内板を設置しておかなければならない。

- (1) 規制案内板（第5号様式）は、工事を行うことにより車両通行止め等の交通規制を行なう場合において、必要があると認める場合には、直近の交差点の手前など必要な位置に設置しておかなければならない。
- (2) 設置場所は、道路利用者の支障にならない場所とし、現場状況に応じ可能な限り道路利用者が見やすくなるような配慮（交通流に対し角度を付す等）をすること。
- (3) 交通規制を一時的に解除する場合は、原則、規制案内板を撤去しなければならない。撤去することが困難な場合は、規制案内板の全面を覆い隠さなければならない。

(設置箇所例)

◎印は規制案内板設置箇所

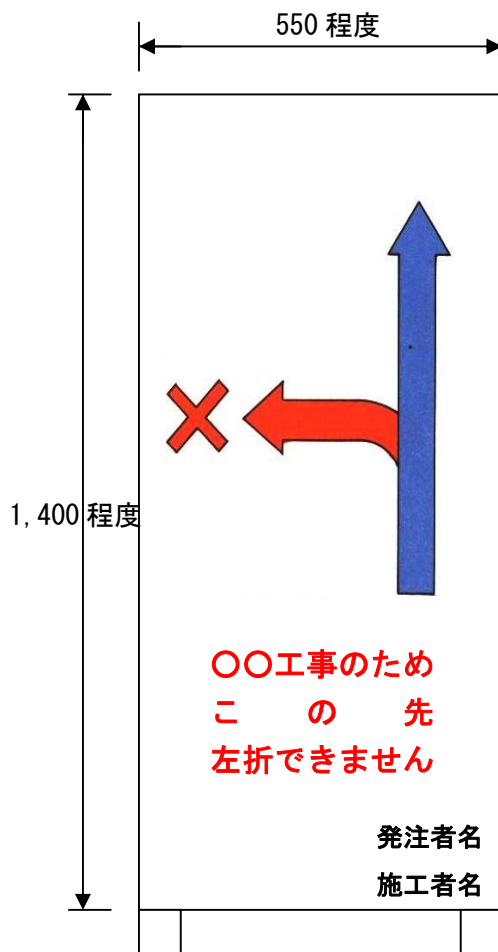


※現場状況に応じた設置箇所、数量とすること。

(4) 第5号様式は、次のとおりとする。

第5号様式（規制案内板）

<設置例1>

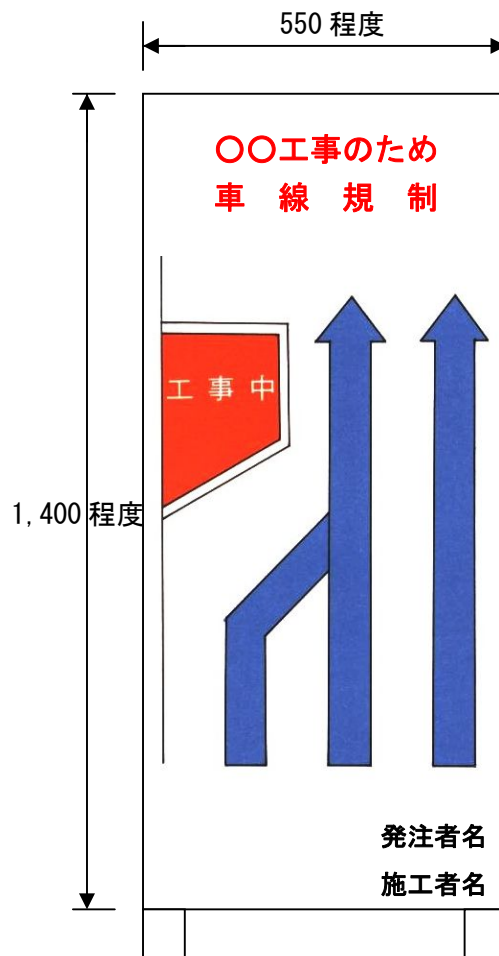


(注)

(単位：ミリメートル)

- (1) この様式を標準とする。
- (2) 板の寸法は、この様式を標準とするが、標示内容に応じて拡大又は縮小することができる。なお、板の寸法を拡大した場合は、道路利用者の支障にならない設置場所とするよう特に留意すること。
- (3) 文字、矢印、図等は、現場の状況により適宜標示すること。
- (4) 材料は、鉄製又は木製とする。その他の材料を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (5) 重要な文字、矢印、図等の塗料は、蛍光性のものを使用すること。
- (6) 文字標示面は、文字が不明確にならないよう留意すること。また、文字標示面の材料は、必要に応じてカプセルレンズ型再帰性反射材とすることができる。その他の反射材を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (7) 設置の際は、風等で転倒しないよう必要な措置を行うこと。
- (8) 発注者名及び施工者名を記入すること。

<設置例 2>



(単位：ミリメートル)

(注)

- (1) この様式を標準とする。
- (2) 板の寸法は、この様式を標準とするが、標示内容に応じて拡大又は縮小することができる。なお、板の寸法を拡大した場合は、道路利用者の支障にならない設置場所とするよう特に留意すること。
- (3) 文字、矢印、図等は、現場の状況により適宜標示すること。
- (4) 材料は、鉄製又は木製とする。その他の材料を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (5) 重要な文字、矢印、図等の塗料は、蛍光性のものを使用すること。
- (6) 文字標示面は、文字が不明確にならないよう留意すること。また、文字標示面の材料は、必要に応じてカプセルレンズ型再帰性反射材とすることができる。その他の反射材を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (7) 設置の際は、風等で転倒しないよう必要な措置を行うこと。
- (8) 発注者名及び施工者名を記入すること。

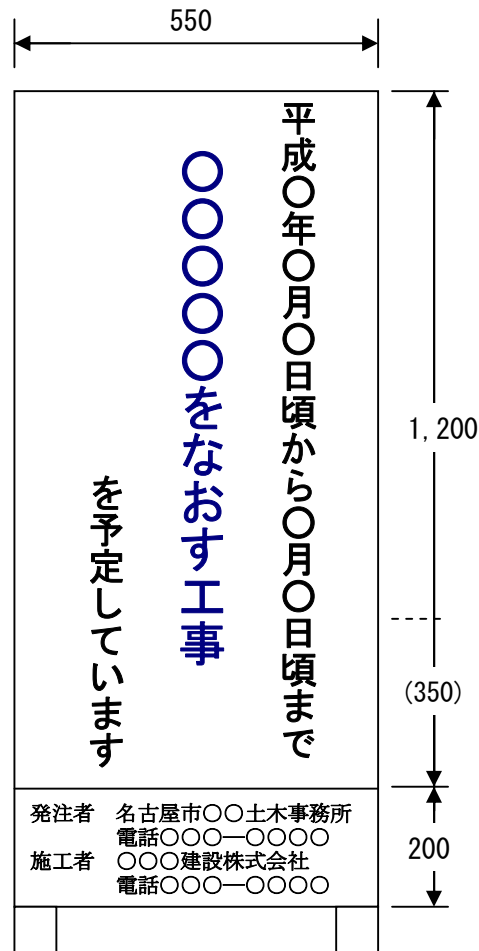
8 工事情報板

第8条 交通量が多い道路上で工事を行う場合など工事に関する情報を工事の開始前に道路利用者に知らせる必要があるときは、道路利用者に工事予告内容が周知できる適切な位置に工事情報板を設置することができる。

工事情報板（第6号様式）は、工事に関する情報を工事の開始前に道路利用者に広報するために設置するものである。

- （1）工事情報板は、道路工事を開始する約一週間前から道路工事を開始するまでの間に設置する。
- （2）工事情報板の設置場所は、道路利用者の支障にならない場所とし、現場状況に応じ可能な限り道路利用者が見やすくなるような配慮（交通流に対し角度を付す等）をすること。
- （3）工事広報に関しては、本条の定めその他、「道路工事の広報に関する実施要領」に基づき必要な広報を行うこと。
- （4）第6号様式は、次のとおりとする。

第6号様式（工事情報板）



（単位：ミリメートル）

（注）

- （1）この様式を標準とする。
- （2）色彩は、「〇〇〇〇〇をなおす工事」等の工事内容については青文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。ただし、特に文字を強調する必要がある場合は、赤色を用いることができる。
- （3）標示内容については、現場状況に応じた文言とする。
- （4）材料は、鉄製又は木製とする。その他の材料を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- （5）文字標示面は、文字が不明確にならないよう留意すること。また、文字標示面の材料は、必要に応じてカプセルレンズ型再帰性反射材とすることができる。その他の反射材を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- （6）設置の際は、風等で転倒しないよう必要な措置を行うこと。

9 防護施設の種類

第9条 防護施設の種類は、防護さく及びセーフティコーンとする。

市街地における道路工事にあっては、そのほとんどが人や車両等を通行させながら行うことになり、作業区域の範囲を明確に区分しておかないと、一般の道路利用者が誤って区域内に立入り、不測の事故を招くことになりかねない。

このような理由から、公衆災害を防止するには、作業区域を周囲と明確に区分するために、防護さく等で囲むことが必要となる。

また、防護さく等は、付随的に交通誘導の役目もしており、その設置にあたっては、工事現場付近の交通の流れを十分に考慮し、設置することが必要である。

10 防護さく等

第 10 条 工事を行う場合は、作業区域（工事区域内で現に工事を行うために使用する区域をいう。）を囲むように防護さくを直線に並べて設置しておかなければならない。ただし、作業区域が防護さく（道路の附属物としての防護さくをいう。）、植栽等により周囲と明確に区分されているときは、防護さくを設置しないことができる。

2 A型防護さくを設置する場合は、原則として各さくの間隔をA型防護さくの長さを超えないようにし、かつ、A型防護さく間に作業区域警戒灯又はセーフティコーンを設置しておかなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する部分においては、間隔をあけないようにA型防護さくを設置しておかなければならない。

- (1) 作業区域を区画する線のうち直線でない部分
- (2) 交差点及び道路の交通流に対面する部分
- (3) 歩行者及び自転車が防護さくに沿って通行する部分
- (4) 危険防止等のため特に必要と認める部分

4 つい立て式防護さくを設置する場合は、間隔をあけないようにしなければならない。

5 すりつけ区間を設けない場合は、交通量の多い道路の交通流に対面する作業区域を囲む防護さくの手前 3 メートル以上の部分に更に原則として防護さくを設置しておかなければならない。

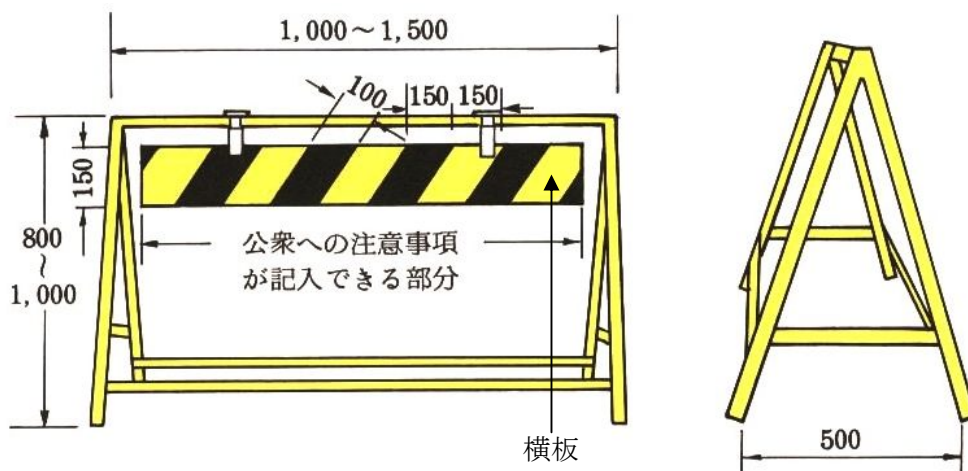
6 作業区域の設定に伴いすりつけ区間を設け、又は交通誘導を行う場合には、原則としてA型防護さく及びセーフティコーンを設置するものとする。

7 第 11 条第 2 項の規定によりA型防護さくに替えてセーフティコーンを設置することができる。

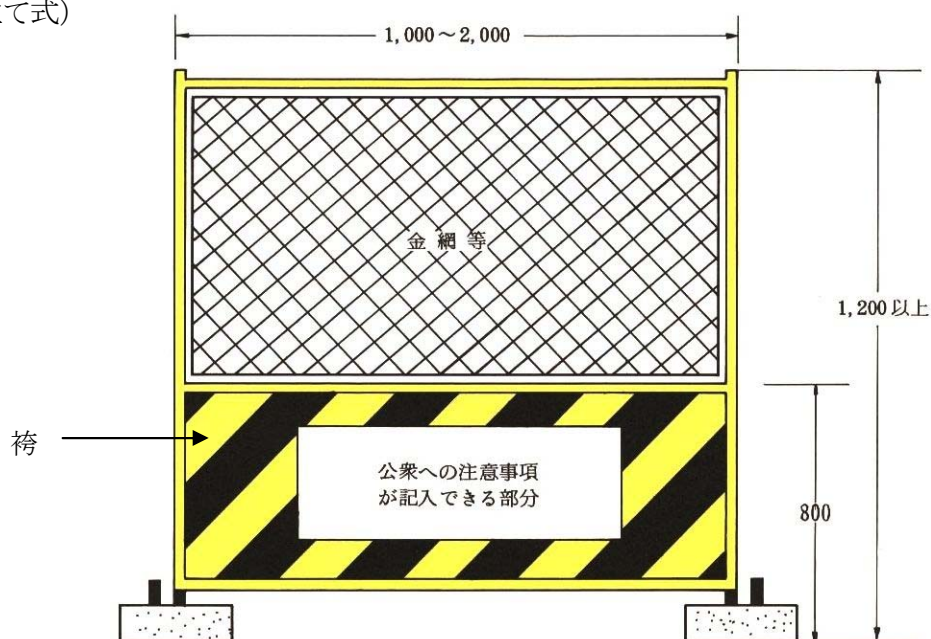
(1) 第 7 号様式（防護さく）は、次のとおりとする。

第7号様式(防護さく)

(A型)



(つい立て式)

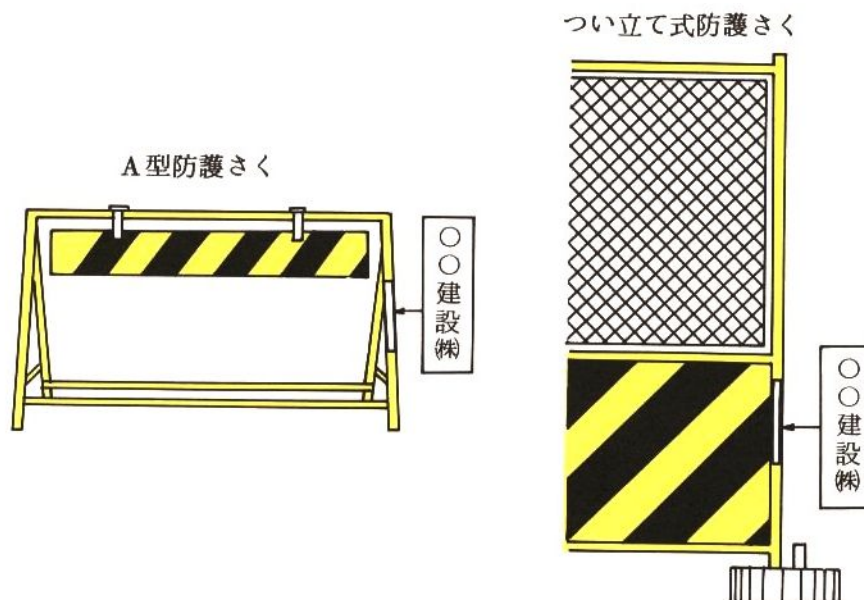


(注)

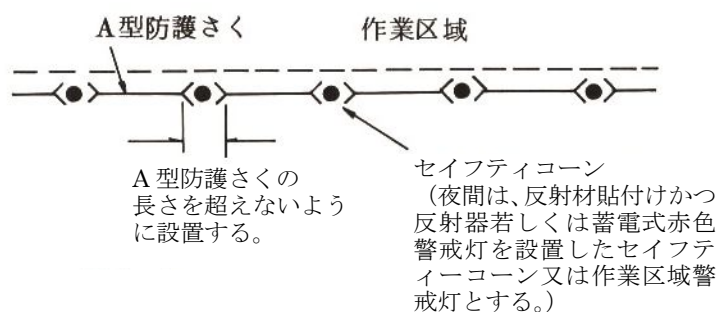
- (1) この様式を標準とする。
- (2) 材料は、鉄製又は木製とする。その他の材料を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (3) 色彩は、A型防護さく横板部分及びつい立て式防護さく袴部分については、黄色と黒色を交互に斜しまとし、枠支柱部分については、黄色系を標準とする。また、A型防護さく横板部分及びつい立て式防護さく袴部分は、反射処理(反射性塗料、反射シート等)を行い、各しまの幅は100mm以上150mm以下、水平との角度は45度を標準とする。
- (4) 横板又は袴の3分の2以内の部分に公衆への注意事項を記入することができる。この場合においては、地は黄色又は白色とし、文字は黒色とすること。

(単位：ミリメートル)

- (2) 工事現場での責任の所在を明確にするため、A型防護さくの横板部分、つい立て式防護さくの袴部分（公衆への注意事項が記入できる部分に限る。）又は防護さくの支柱に施工者名等を記入する。

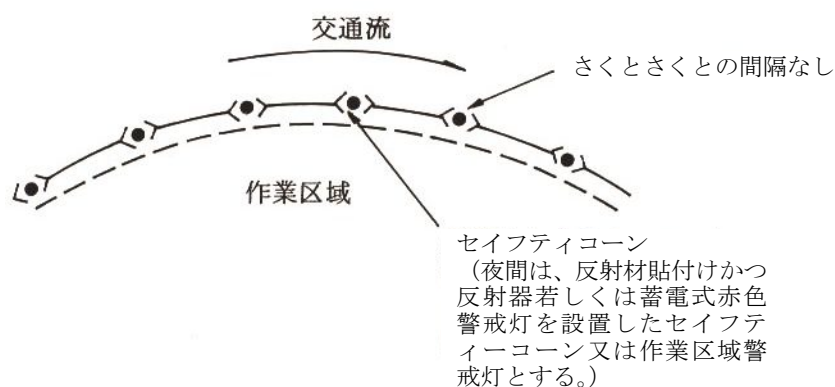


- (3) A型防護さくの設置間隔は、次図のとおりとする。

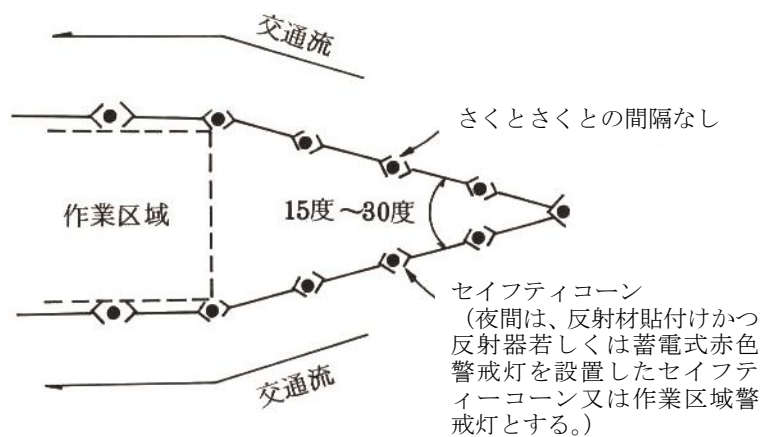


- (4) A型防護さくの間隔をあけないように設置する部分とは、次図のとおりである。

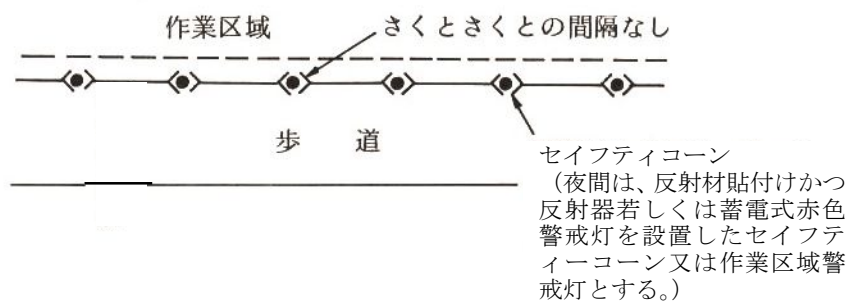
- ①作業区域を区画する線のうち直線でない部分



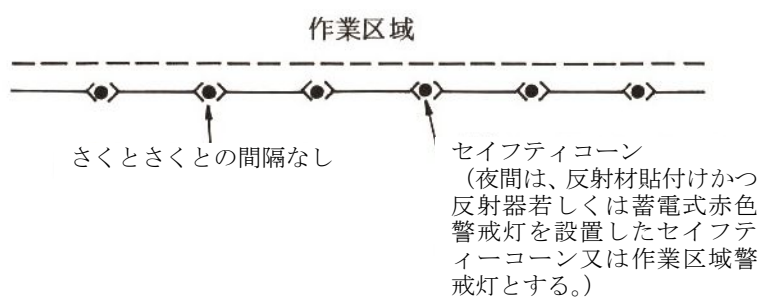
② 交差点及び道路の交通が対面する部分



③ 歩行者及び自転車が防護さくに沿って通行する部分

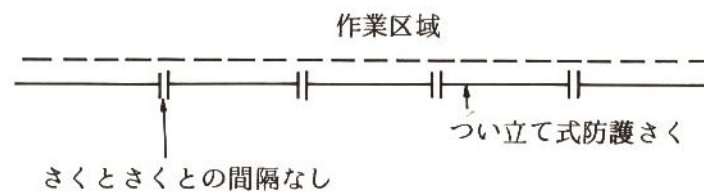


④ 歩行者及び自転車が防護さくに沿って通行する部分



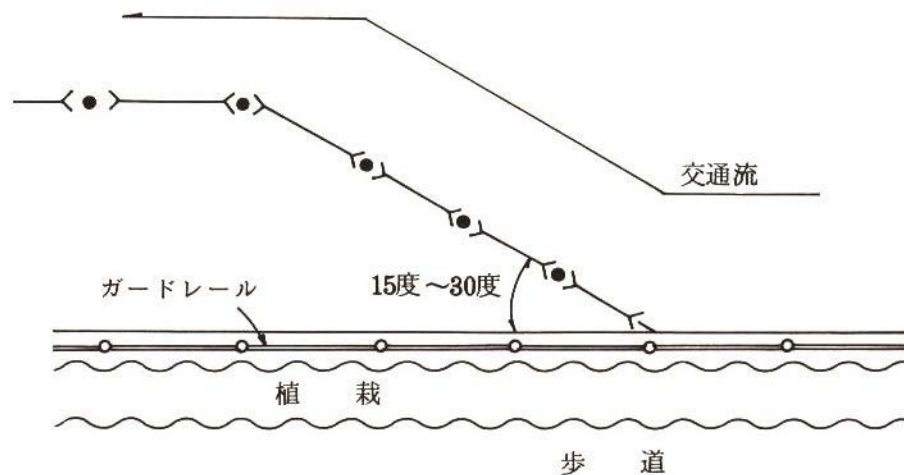
(5) つい立て式防護さくは、次の場合に使用する。

- ① 長期にわたり作業区域を設定する場合
- ② 作業区域内で大型作業用機械を使用し、又は掘さく坑が深い場合等、危険防止のための必要がある場合
- ③ 掘さく土砂が作業区域外に飛散する等、歩行者等に迷惑をかける恐れのある場合
- ④ その他、特に必要と認める場合

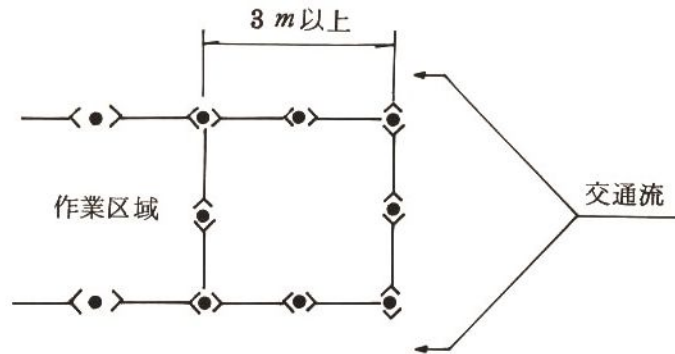


(6) つい立て式防護さくを交差点付近で使用する場合は、交差点及び横断歩道から 5メートル以内にあつては、全面ネットのつい立て式防護さくによるものとする。

(7) 交通流に対面する部分に防護さく等を設置する場合には、原則として 15 度から 30 度のすりつけ区間を設置する。



- (8) 道路の形態、作業区域の幅が広いなどの理由から、すりつけ区間を設置することができない場合には、交通流に対面する作業区域を囲む防護さくの手前 3 メートル以上の部分に、原則として別途防護さくを設置する。



- (9) 防護さく及びセイフティコーンを使用して仮設の分離帯を設置する場合には、防護さくを連結するとともに、セイフティコーンは転倒しないようにする。

また、夜間は、反射材貼付けかつ反射器若しくは蓄電式による赤色警戒灯を設置したセイフティコーン又は作業区域警戒灯とする。ただし、作業区域警戒灯は、防護さくに固定する等転倒しないようにしなければならない。

- (10) 歩道上においては、A型防護さくを設置することにより歩道幅員が確保できない場合には、道路管理者及び所轄警察署長が認めた場合に限り、A型防護さくと同程度の高さのネットフェンス式の固定さくを使用することができる。

- (11) 防護さく等は、現場周辺の美装化、工事現場のイメージアップ及び景観に配慮したデザインさくを含めるものとする。そのデザインさくの設置方法については、「道路工事に使用するデザインさくの設置に関する実施要領」により、設置者が積極的に配慮するものとする。

11 セイフティコーン

第11条 セイフティコーンは、第10条第2項及び第6項の規定に基づきA型防護さくの中に設置する。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合は、A型防護さくに替えてセイフティコーンを設置することができる。

- (1) A型防護さくを設置することで車道幅員を確保できない場合
- (2) 短時間で作業区域を移動して施工する場合
- (3) 簡易な工事の場合

- (1) 第2項(3)の簡易な工事とは、掘さくを伴わない区画線設置工事のほか、街路樹の剪定、清掃等簡易な作業をいう。
- (2) 夜間に、セイフティコーンを設置するときは、セイフティコーンに反射材を貼付け、かつ、反射器又は蓄電式による赤色警戒灯を設置する。
- (3) 掘さくを伴う工事は、短期間である場合でもA型防護さくに替えてセイフティコーンを設置することはできない。
- (4) セイフティコーンは、容易に転倒することのないようにしておかなければならない。
- (5) 第2項の規定により設置するセイフティコーンの設置間隔は、交通流に対面する部分は、1.5メートル以下の間隔、その他の部分は3メートル以下の間隔を標準とする。

1 2 照明施設の種類

第 12 条 照明施設の種類は、作業区域警戒灯、標示施設照明灯及び黄色回転灯とする。

照明施設は、夜間においても道路利用者に道路上の作業区域を明確に確認でき、かつ、円滑な交通の確保を図るために設置するものである。

なお、仮設電気設備を設けるときは、「電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和 40 年通商産業省令第 61 号）」等の関係法令を遵守しなければならない。

1 3 作業区域警戒灯

- 第 13 条** 作業区域警戒灯は、蓄電式による赤色警戒灯又は電灯線を使用する警戒灯とし、原則として防護施設に沿って 4 メートル以下の間隔をおいて設置しておかなければならない。
- 2** 前項の規定にかかわらず、交差点又は交通流に対面する部分に作業区域警戒灯を設置する場合には、その間隔を 2 メートル程度としなければならない。
- 3** 電灯線を使用する警戒灯を設置する場合には、反射器又は蓄電式による赤色警戒灯を併置しておかなければならない。

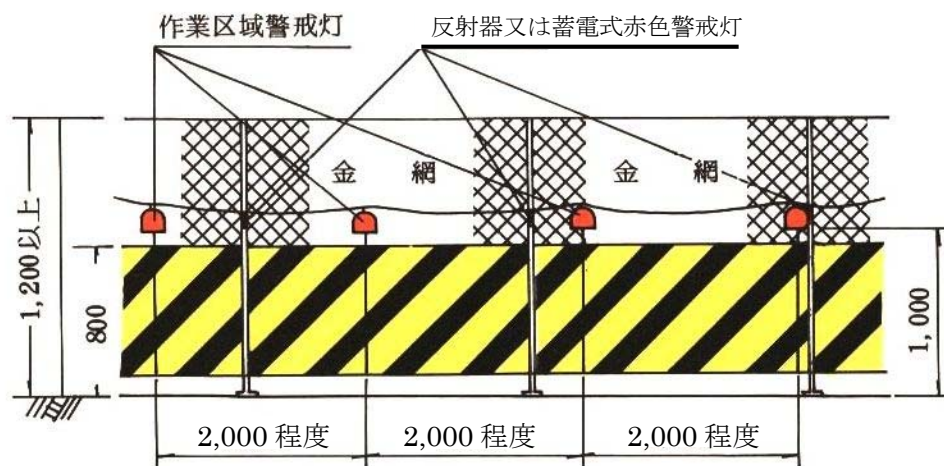
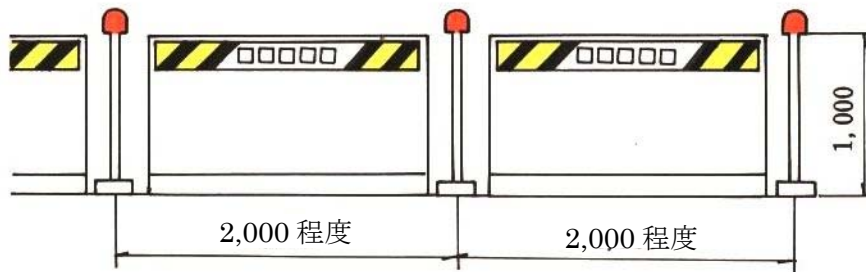
作業区域警戒灯は、道路利用者が夜間に誤って作業区域に立ち入らないように、周囲と明確に区分するために設置するものである。

- (1) 作業区域警戒灯の高さは、路面から 1 メートル程度とする。
- (2) 作業区域警戒灯は、夜間 150 メートル前方から視認できる光度を有するものでなければならない。
- (3) 電灯線を使用する警戒灯を車道に設置する場合には赤色のカバー、歩道に設置する場合には白色のカバーで覆うようにする。
- (4) 固定さくに電灯線を使用する警戒灯を取り付ける場合には、配電線等にたるみや振れを生じさせないように設置するとともに、作業区域側へ設置するものとする。
- (5) 電灯線を使用する警戒灯を設置する場合は、断線等による不点がないよう細心の注意を払うものとする。
- (6) 電灯線の配線が道路を横断する場合は、上空に配置するものとする。やむを得ず路面に設置する場合は、断線及び道路利用者の支障にならないように防護する。
- (7) すりつけ区間についても作業区域の交通流に対面する部分と同様に作業区域警戒灯を設置する。
- (8) 標示施設には、蓄電式による赤色警戒灯を設置する。
- (9) 作業区域警戒灯に用いるランプの種類は問わない。

作業区域警戒灯設置箇所等一覧表

種 類 設置箇所		蓄電式による赤色警戒灯	電灯線を使用する警戒灯
作業区域部	交差点又は交通流に対面する部分	・防護施設に沿って 2m 程度の間隔で設置	・防護施設に沿って 2m 程度の間隔で設置 ・反射器又は蓄電式による赤色警戒灯を併置
	上記以外	・防護施設に沿って 4m 以下の間隔で設置	・防護施設に沿って 4m 以下の間隔で設置 ・反射器又は蓄電式による赤色警戒灯を併置
すりつけ区間部		・防護施設に沿って 2m 程度の間隔で設置	・防護施設に沿って 2m 程度の間隔で設置 ・反射器又は蓄電式による赤色警戒灯を併置
交通誘導部		・防護施設に沿って 4m 以下の間隔で設置	・防護施設に沿って 4m 以下の間隔で設置 ・反射器又は蓄電式による赤色警戒灯を併置 ※夜間に防護さくに替えてセーフティコーンを使用する場合は、反射材貼付けかつ反射器又は蓄電式による赤色警戒灯を設置したセーフティコーンとすること。
標示施設		交通流に接する側に設置	—

(交差点又は交通流に対面する部分における設置例)



(単位：ミリメートル)

1 4 標示施設照明灯等

第 14 条 標示施設のうち工事標示板、う回案内板、工事案内板には、標示施設照明灯を設置しておかなければならない。また、標示施設照明灯は、標示内容が最も見やすくなる位置に設置しておかなければならない。

2 標示施設照明灯は、標示内容が容易に判読できるよう十分な照度としなければならない。

3 工事標示補助板以外の標示施設には、蓄電式による赤色警戒灯を併置しておかなければならない。

4 電線類地中化区域等の電源確保が困難な場所で標示施設照明灯が設置できない場合にあっては、標示施設は、直近の街路灯下に設置するものとする。ただし、この場合の標示施設の文字標示面の材料は、カプセルレンズ型再帰性反射材とする。

5 標示施設照明灯は、以下の場合には、第 1 項の規定に関わらず設置しないことができる。

(1) 第 3 条第 1 項のただし書きの規定により簡易工事標示板を設置する場合。

(2) 街路灯や商店等の標示施設設置場所周辺の光が、標示施設の板面に十分届き標示内容が容易に判読できる場合。ただし、この場合の標示施設の文字標示面の材料は、カプセルレンズ型再帰性反射材とする。

夜間においても道路利用者が標示施設の内容を容易に判読できなければならない。このため、標示施設には照明灯を設置するものである。

標示施設照明灯を第 4 項、第 5 項 (2) の規定により設置しない場合は、街路灯などの外部からの光の供給と文字標示面の材料をカプセルレンズ型再帰性反射材とすることで夜間の視認性を確保することとしている。なお、カプセルレンズ型再帰性反射材以外のものを使用する場合は、道路管理者の許可を得なければならない。

標示施設照明灯設置箇所等一覧表

夜間に標示施設を設置する場合の照明灯については、以下の表に従い設置のこと。

内 容 標示施設の種類の種類	標示施設照明灯	蓄電式による 赤色警戒灯の併置
工事標示板（第 1 号様式）	○	○
簡易工事標示板（第 1 号の 2 様式）	—	○
工事説明板（第 1 号の 3 様式）	—（※ 1）	○
工事標示補助板（第 2 号様式）	—	—
う回案内板（第 3 号様式）	○	○
工事案内板（第 4 号様式）	○	○
規制案内板（第 5 号様式）	—（※ 1）	○
工事情報板（第 6 号様式）	—（※ 1）	○

○ 設置必要

— 設置不要

（注）

※ 1 工事説明板、規制案内板、工事情報板については、夜間の視認性を確保するため、必要に応じて、文字標示面の材料をカプセルレンズ型再帰性反射材とする。

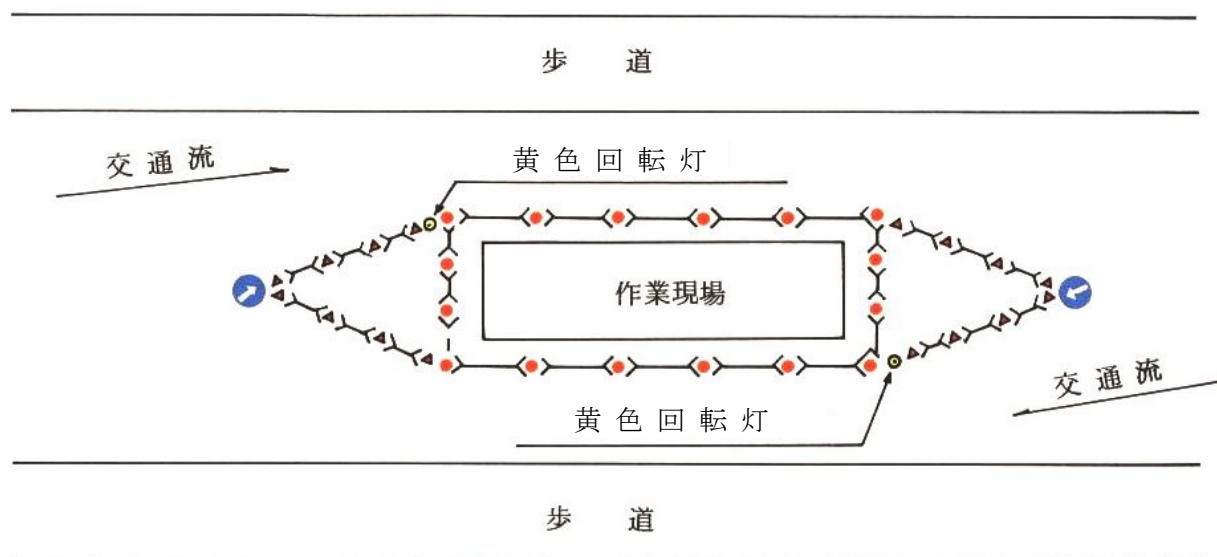
15 黄色回転灯

第 15 条 黄色回転灯は、交通量が多い道路上で工事を行う場合など道路利用者が遠方から作業区域を確認する必要があるときは、交通流と対面する作業区域の手前に設置しておかなければならない。

黄色回転灯は、遠方より作業区域の確認ができ、道路利用者の安全な走行が確保できるよう設置するものである。

- (1) 黄色回転灯は、夜間に 200 メートル前方から視認できる光度を有するものを用いて、交通流に対面する作業区域の手前の角の部分に設置する。
- (2) 黄色回転灯を設置する位置は、地上から 1.8 メートル程度とする。
- (3) 黄色回転灯は、昼間で必要がないと認める場合は、点滅させないことができる。

(設置例)



第2章 交通対策・歩行者対策

交通対策、歩行者対策について、遵守すべき重要な事項を以下に示す。

1 交通対策

(交通対策)

- 1 道路占有者等は、工事を施行しようとするときは、工事による交通の危険及び渋滞の防止並びに歩行者の安全等を図るため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討のうえ、道路管理者及び所轄警察署長の指示するところに従い、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年総理府・建設省令第3号)及び「道路に関する工事及び占有工事を施行する場合における標示施設等の設置基準」(平成19年名古屋市告示第162号以下「標示施設等の設置基準」という。)に定める道路標識及び工事標示板等を設置し、必要な交通対策を講じなければならない。
- 2 道路占有者等は、前項の交通対策を講じようとする場合において近接する道路上で他の工事(道路に関する工事を含む。)が予定され、又は施行されているときは、当該工事の施行者と交通の処理方法について協議のうえ、交通対策を講じなければならない。
(承認工事及び占有工事の施行に関する遵守基準 第5条)
- 3 施工者は、道路上において土木工事を施工する場合には、道路管理者及び所轄警察署長の指示を受け、作業場出入口等に必要に応じて交通誘導員を配置し、道路標識、保安灯、セイフティコーン又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないよう努めなければならない。

(建設工事公衆災害防止対策要綱〔土木工事編〕第20)

道路は、不特定多数の車両等に供用しているものであることを鑑み、交通車両の大きさ、速度、時間帯等の交通特性と作業区域の設置位置と走行車線数、交差点との位置関係、作業区域付近の特性等を勘案し、道路管理者及び所轄警察署長の指示を受け必要な交通対策を講じなければならない。

(車道幅員)

起業者及び施工者は、土木工事のために一般の交通の用に供する部分の通行を制限する必要がある場合においては、道路管理者及び所轄警察署長の指示に従うものとし、特に指示のない場合は、次の各号に掲げるところを標準とする。

- 一 制限した後の道路の車線が 1 車線となる場合にあっては、その車道幅員は 3 メートル以上とし、2 車線となる場合にあっては、その車道幅員は 5.5 メートル以上とする。
- 二 制限した後の道路の車線が 1 車線となる場合で、それを往復の交互交通の用に供する場合においては、その制限区間はできるだけ短くし、その前後で交通が渋滞することのないように措置するとともに、必要に応じて交通誘導員等を配置する。

(建設工事公衆災害防止対策要綱〔土木工事編〕第 23)

工事のために道路の一部の通行を規制し、車道の幅員を減少させる場合は、道路管理者及び所轄警察署長の指示を受け、これに従わなければならない。

上記要綱には、一般的標準が示されているが、制限した後の車道幅員は、できるだけ広くとることが交通安全上望ましい。

このことから、制限した後の道路の車線が 2 車線となる場合にあっては、その車道幅員は 6.0 メートル以上、片側 3 車線以上ある道路で工事を施行する場合には、2 車線以上を確保することが望ましい。

(車両交通のための路面維持)

1 道路占用者等は、埋戻し工事が完了したときは、速やかに必要な部分の舗装等の復旧に関する工事(以下「復旧工事」という。)を施行しなければならない。この場合において、速やかに復旧工事を施行することが困難又は不適當なときは、市長の承認を受けて、ただちに舗装等の仮復旧工事を施行しなければならない。

(承認工事及び占用工事の施行に関する遵守基準 第 17 条第 1 項)

2 施工者は、道路を掘削した箇所を車両の交通の用に供しようとするときは、埋戻したのち、原則として、仮舗装を行い、又は覆工を行う等の措置を講じなければならない。この場合、周囲の路面との段差を生じないようにしなければならない。やむを得ない理由で段差が生じた場合は、5 パーセント以内の勾配ですりつけるものとし、施工上すりつけが困難な場合には、標示板等によって通行車両に予知させなければならない。

施工者は、道路敷において又は道路敷に接して工事を行う場合で、特に地下掘進工事を行うときは、路面の変状観測を行うものとし、必要に応じ、本章各項に規定する設置を講じなければならない。

(建設工事公衆災害防止対策要綱〔土木工事編〕第 22)

道路を掘削して工事を行っている場合であっても、交通の用に供しようとするときは、路面の仮復旧を行うか、又は路面覆工を実施して、車両が安全に走行できるように措置する必要がある。

路面に仮舗装、路面覆工の措置を講じたときは、速やかに区画線及び道路標示の復旧工事を施工しなければならない。

路面覆工等の仮設構造物を道路上に設置する場合は、関係法令を遵守し、路面覆工部等での事故が発生しないよう十分留意して施工しなければならない。また、路面覆工等の仮設構造物を道路上に設置する場合は、地下水、土質等の現場条件を十分考慮し、構造計算等により安全性を確認しなければならない。

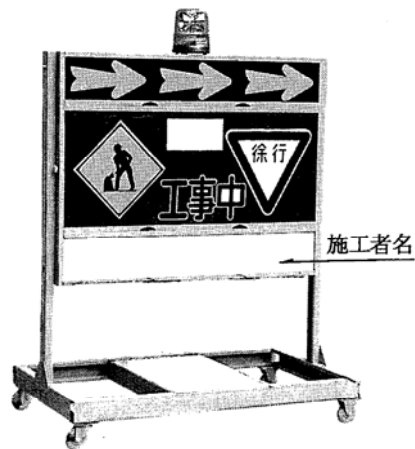
(補助標示板)

交通対策上、必要があるときは標識令及び標示施設等の設置基準に定めのない下記の標示板を施工者が設置することはやむを得ないが、必要以上の標示板の設置は避けるとともに、道路管理者及び所轄警察署の許可を得ること。

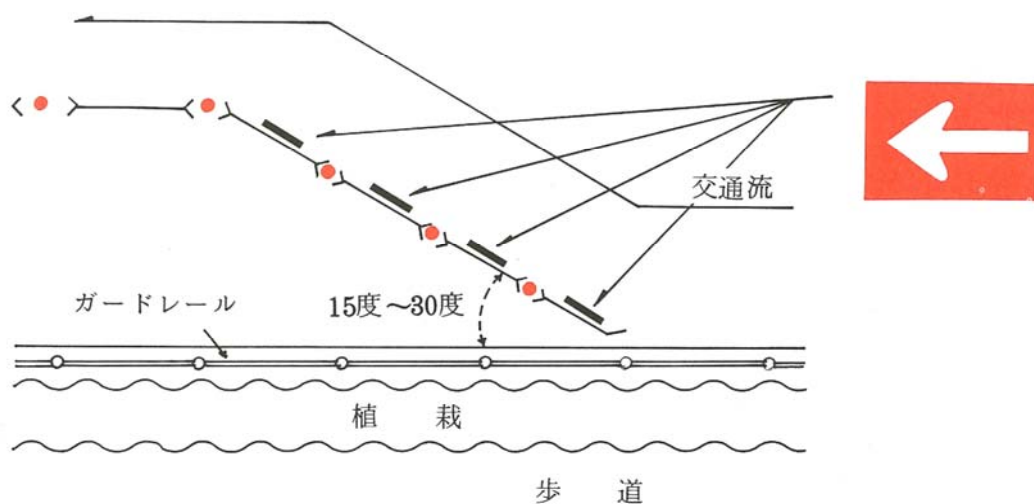
各補助標示板の事例は、以下のとおり。

(1) 電光標示板

幹線道路（道路幅員 24.54 メートル以上）上の道路工事で、一般車両に特に工事箇所の予告を必要とする場合に設置することができる。



(2) 矢印板



(3) その他



(注) 蓄電式による赤色警戒灯を設置すること。

(作業区域の設定)

- 1 道路占用者等は、次の各号に定めるところにより作業区域を設定しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認める場合はこの限りでない。
 - (1) 交通に著しい障害を及ぼさないようにすること。
 - (2) 工事を施行するための必要最小限の幅とすること。
 - (3) 道路の縦断方向の延長は、掘さく坑並びに工事用の資材及び機械器具の置場を含めて、50メートル以下とする。
 - (4) 前号の場合において、2以上の作業区域を同時に設定しようとするときは、その間隔を50メートル以上とすること。
 - (5) 原則として、道路の一方の側は、常に通行することができることとすること。
(承認工事及び占用工事の施行に関する遵守基準 第6条第1項)
- 2 道路占用者等は、作業区域の設定に伴い交通誘導のため必要を生じた場合は、原則としてすりつけ区間を設けるものとする。
(承認工事及び占用工事の施行に関する遵守基準 第6条第4項)

道路工事のために作業を行ったり、建設機械を作動させたりする作業区域については、その範囲をはっきり区分しておかないと、道路利用者が誤って立ち入り、不測の事故を招くことにもなりかねない。よって、公衆災害を防止するため、作業区域を周囲から明確に区分して、道路利用者が誤って立ち入らないようにするとともに、作業区域以外の場所では作業を行わないことが必要である。

道路上に作業区域を設定する場合には、道路占用許可申請書に作業区域等を示す交通対策図を添付しなければならない。

（作業区域内への車両の出入り）

施工者は、道路上に作業場を設ける場合、原則として、交通流に対する背面から車両を出入りさせなければならない。ただし、周囲の状況等によりやむを得ない場合においては、交通流に平行する部分から車両を出入りさせることができる。この場合においては、交通誘導員を配置し、できるだけ一般車両の通行を優先するとともに公衆の通行に支障を与えないようにしなければならない。

（建設工事公衆災害防止対策要綱〔土木工事編〕第 14）

工事関係車両は、出入り口の順番待ち等のため、路上駐車することのないよう配慮しなければならない。

（作業区域の出入口）

施工者は、作業の出入口には、原則として、引戸式の扉を設け、作業に必要な限り、これを閉鎖しておくとともに、公衆の立入りを禁ずる標示板を掲げなければならない。ただし、車両の出入りが頻繁なときは扉を開放しておくことができるが、その間、必ず見張員を配置し、出入りする車両の誘導にあたらせなければならない。

（建設工事公衆災害防止対策要綱〔土木工事編〕第 16）

防護さくの一部に設けられる作業区域の出入口は、扉を閉じておくのが原則である。扉には、一般の立入りを禁ずる標示板を見やすい箇所に掲げ、出入りの必要がない時は、必ず扉を閉鎖しておかなければならない。しかし、車両の出入りが多く、その都度開閉することが困難な場合には、必ず見張員を配置した上で開放するものとし、見張員は、公衆に危害が及ばないよう、また、車両が安全に出入りできるように見張り、誘導を行わなければならない。なお、見張員とは、交通誘導員と異なり、作業区域の出入口において、工事用車両を誘導したり、車体に土砂等が付着したりしている場合等に適切な指示を行う人をいう。

（作業区域内の工事用車両の駐車）

道路占用者等は、道路上に設置した作業場内に、原則として、作業に使用しない車両を駐車させてはならない。また、作業に使用する作動中の車両にあつては、やむを得ない場合を除き、運転手を当該車両に常駐させなければならない。

（承認工事及び占用工事の施行に関する遵守基準 第6条第3項）

作業に使用しない車両は、一般車両の視距を妨げ、交通の円滑な流れを阻害する原因となることから、作業区域内はもちろん、一般道路に路上駐車をしてはならない。また、荷おろし等のために作業区域内に一時的に停車している場合であっても、緊急時等に迅速に対応できるよう、運転者は、その場から離れてはならない。ただし、交通誘導のための標示板掲示車等は、この限りではない。

2 歩行者対策

(歩行者対策)

道路占用者等は、作業区域の周辺における歩行者の通行及び安全を確保するために必要があると認める場合又は市長が指示した場合においては、次の各号に定めるところにより歩行者が安全に通行できるように必要な通路(以下「歩行者用通路」という。)を設定し、又は確保しなければならない。

- (1) 歩行者用通路の幅員2メートル以上で可能な限り広く確保すること。ただし、歩行者の通行が特に少ない場合又はこれにより難い場合で市長がやむを得ないと認めた場合は、1メートルまで縮小することができる。
- (2) 歩行者用通路は、防護施設により作業区域と区分し、必要な標示施設及び照明施設を設置すること。

(承認工事及び占用工事の施行に関する遵守基準 第7条)

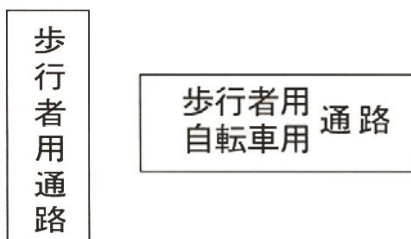
作業区域の周辺における歩行者の安全通行の確保は、極めて重要である。そのため、車両の通行とは別に、歩行者が安全に通行できるよう歩行者用通路を設け、その境界を明確にし、安全確保のための防護施設を設置しなければならない。

なお、歩行者用通路の幅員は、可能な限り広く確保することが必要であるが、上記の(1)で定める幅員は、「道路構造令の解説と運用(平成16年2月社団法人日本道路協会)」で規定される車いす1台の占有幅1メートルを基準とし、車いす同士がすれ違い可能となるように2メートル以上として定めたものである。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、車いす1台の占有幅1メートルまで縮小することができる。

また、上記歩行者対策を実施するうえでは、以下の点に留意しなければならない。

- ・高齢者や障害者などが安心して通行できるよう配慮すること。
- ・現場の状況等により歩行者用通路の幅員を1メートル以上確保できない場合は、歩行者が安全に通行できるよう他の措置を講じ、道路管理者及び所轄警察署長の許可を得なければならない。
- ・歩行者用通路を自転車が通行する場合には、必要に応じて自転車通行者に対して、歩行により通行するよう指導すること。
- ・歩道が自転車歩行者道に指定されている場合には、自転車及び歩行者の通行の安全を図ること。
- ・歩行者用通路には、その旨を現地に標示すること。
- ・歩行者用通路の路面は、常に良好な状態で管理すること。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの機能を阻害するおそれのある場合、視覚障害者誘導用ブロックの移設その他の措置を講じること。

(歩行者用通路の標示例)



第3章 標示施設等の設置例

本章は、標示施設等の設置例を示す。

設置例 1 通行止め

設置例 2－1 相互通行（車道部歩道側占用）

設置例 2－2 相互通行（車道部中央占用）

設置例 3 交互通行

設置例 4 一方通行

設置例 5－1 幹線道路（車道一部及び歩道全断面占用）

設置例 5－2 幹線道路（中央車線占用）

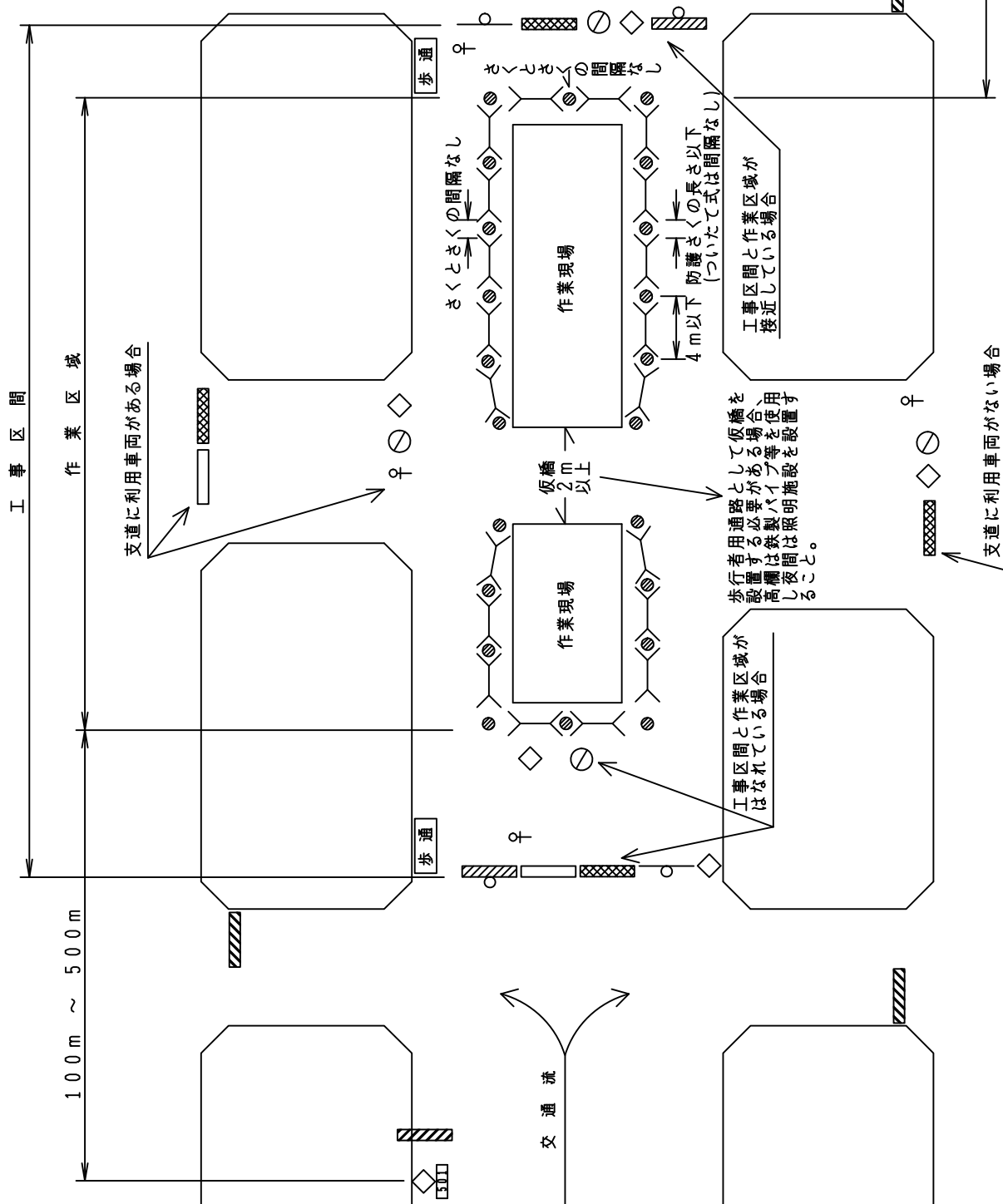
設置例 6－1～3 交差点付近 A（幹線道路）

設置例 6－2－1 交差点付近 B（幹線道路）

設置例 7－1 カーブ区間付近（幹線道路）

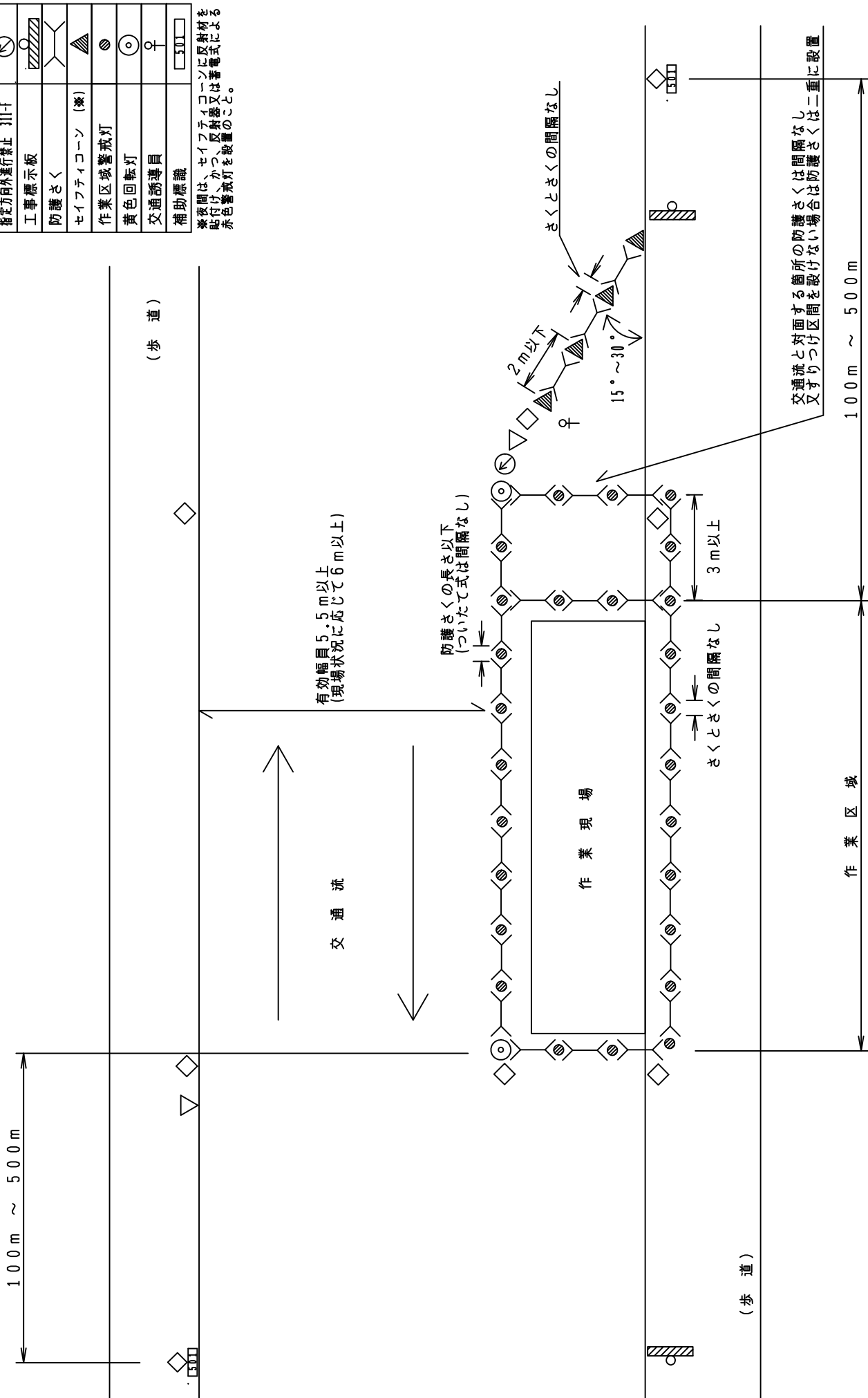
（注）標示施設等の設置については、施工箇所の道路状況に応じ、事前に道路管理者及び所轄警察署長と十分に打合せのうえ設置すること。

＜設置例1＞通行止め＜



凡 例	
まわり道	120-A 
道路工事中	213 
車両通行止	302 
規制予告	409-A, B 
工事標示板	
う回案内板	
規制案内板	
防護さく	
作業区域警戒灯	
歩行者用通路	
交通誘導員	
補助標識	

< 設置例 2-1 相互通行（車道部歩道側占用） >



凡 例	
道路工事中 213	◇
徐 行 329	▽
指定方向外進行禁止 311-f	⊘
工事標示板	▨
防護さく	▧
セイフティコーン (※)	▲
作業区域警戒灯	⊙
黄色回転灯	⊙
交通誘導員	♀
補助標識	500

※夜間は、セイフティコーンに反射材を貼付け、かつ、反射器又は警電式による赤色警戒灯を設置のこと。

< 設置例 2-2 相互通行（車道部中央占用） >

凡 例	
車線数減少 211	
道路工事中 213	
徐 行 329	
指定方向対進禁止 311-f	
工事標示板	
防護さく	
セーフティコーン（※）	
作業区域警戒灯	
黄色回転灯	
交通誘導員	
補助標識	

※夜間は、セーフティコーンに反射材を貼付け、かつ、反射器又は蓄電式による赤色警戒灯を設置すること。

作業区域

100 m ~ 500 m

（歩道）

防護さくの長さ以下
（ついでたて式は間隔なし）

作業現場

4 m 以下

3 m 以上

交通流と対面する箇所の防護さくは間隔なし
又すりつけ区間を設けない場合は防護さくは二重に設置

（歩道）

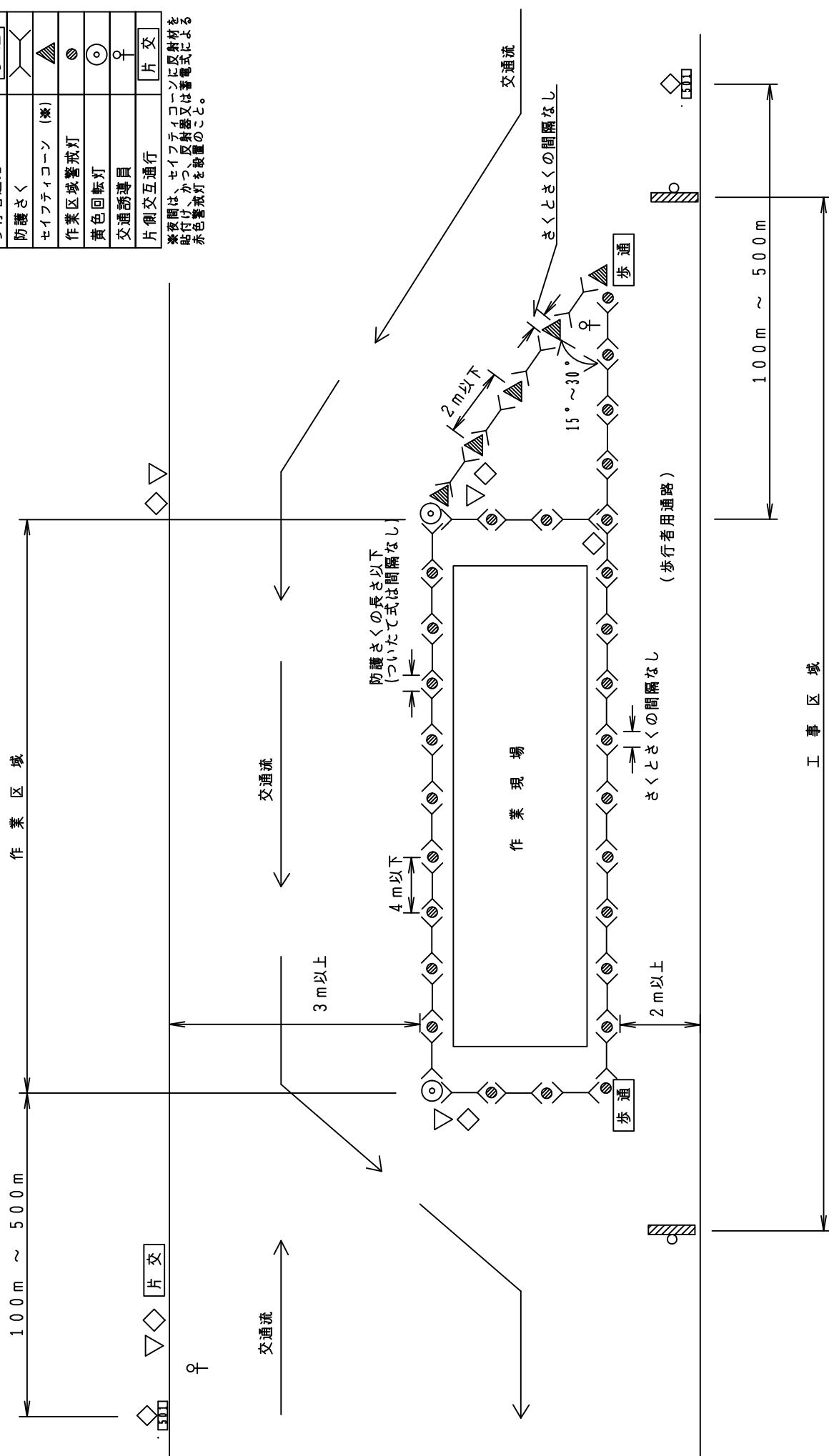
100 m ~ 500 m

工事区域

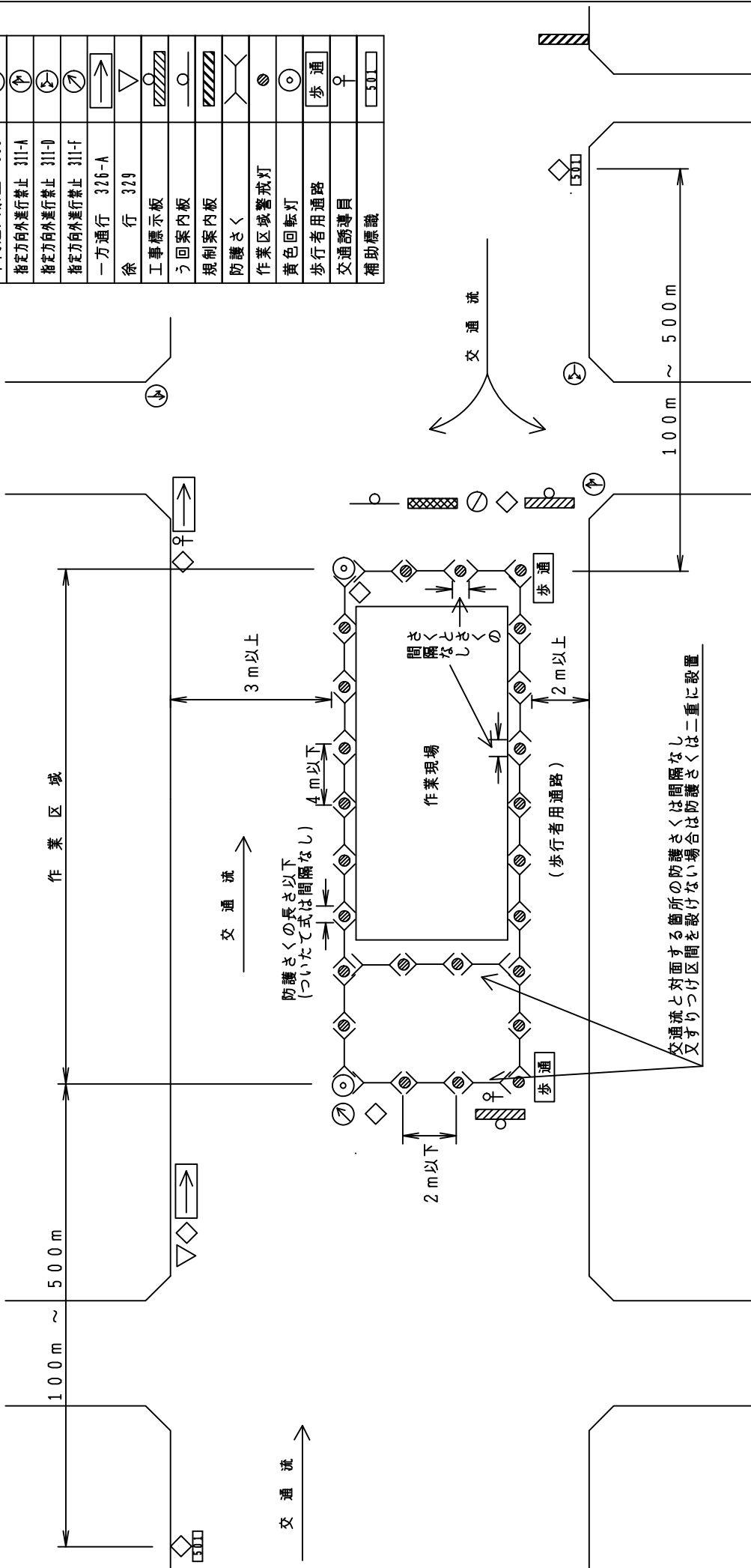
＜設置例 3＞交互通行＜

凡 例		
道路工事中	213	
徐 行	329	
工事標示板		
歩行者通路		
防護さく		
セーフティコーン (※)		
作業区域警戒灯		
黄色回転灯		
交通誘導員		
片側交互通行		

※夜間は、セーフティコーンに反射材を貼付け、かつ、反射器又は蓄電池による赤色警戒灯を設置すること。



＜設置例 4 一方通行＞

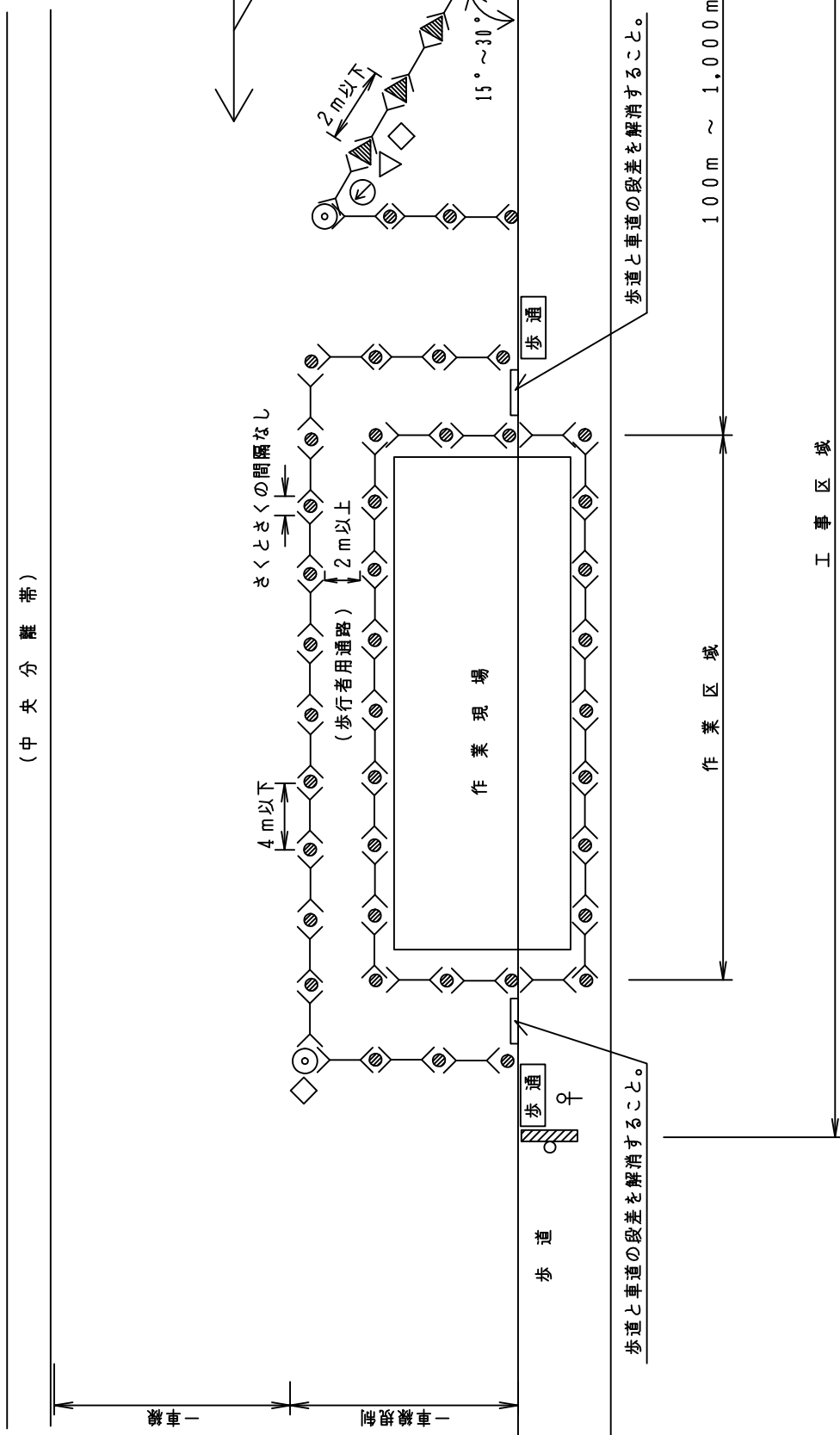


凡 例	
まわり道	120-A 
道路工事中	213 
車両進入禁止	303 
指定方向外進行禁止	311-A 
指定方向外進行禁止	311-D 
指定方向外進行禁止	311-F 
一方通行	326-A 
徐 行	329 
工事標示板	
う回案内板	
規制案内板	
防護さく	
作業区域警戒灯	
黄色回転灯	
歩行者用通路	歩 通 
交通誘導員	♀ 
補助標識	301-C 

＜設置例5-1-1 幹線道路（車道一部及び歩道全断面占用）＞

凡 例	
道路工事中	213
徐 行	329
指定方向逆進行禁止	311-F
工事標示板	
防護さく	
セーフティコーン (※)	
作業区域警戒灯	
黄色回転灯	
交通誘導員	
補助標識	
歩行者用通路	

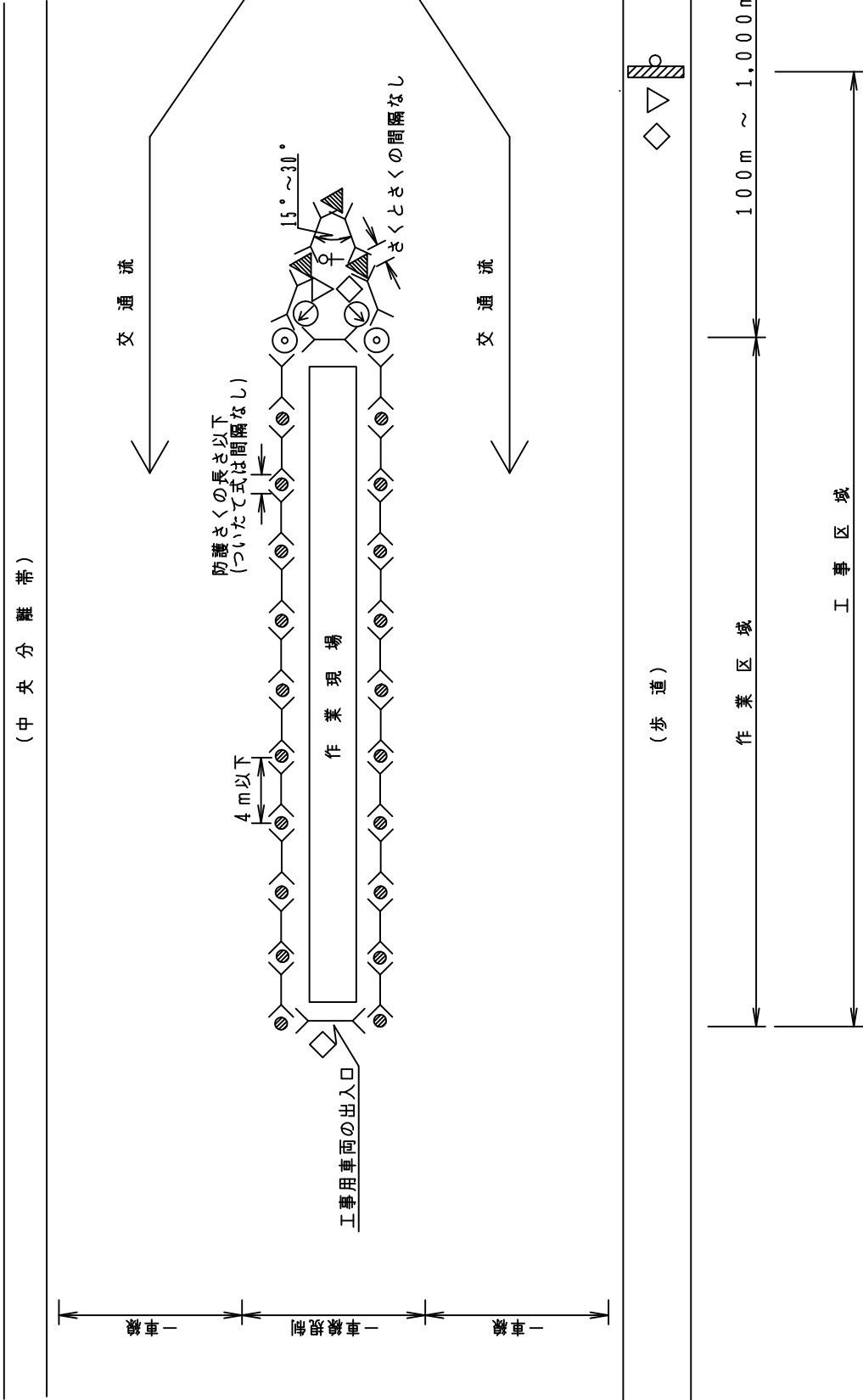
※夜間は、セーフティコーンに反射材を貼付け、かつ、反射器又は蓄電池による赤色警戒灯を設置すること。



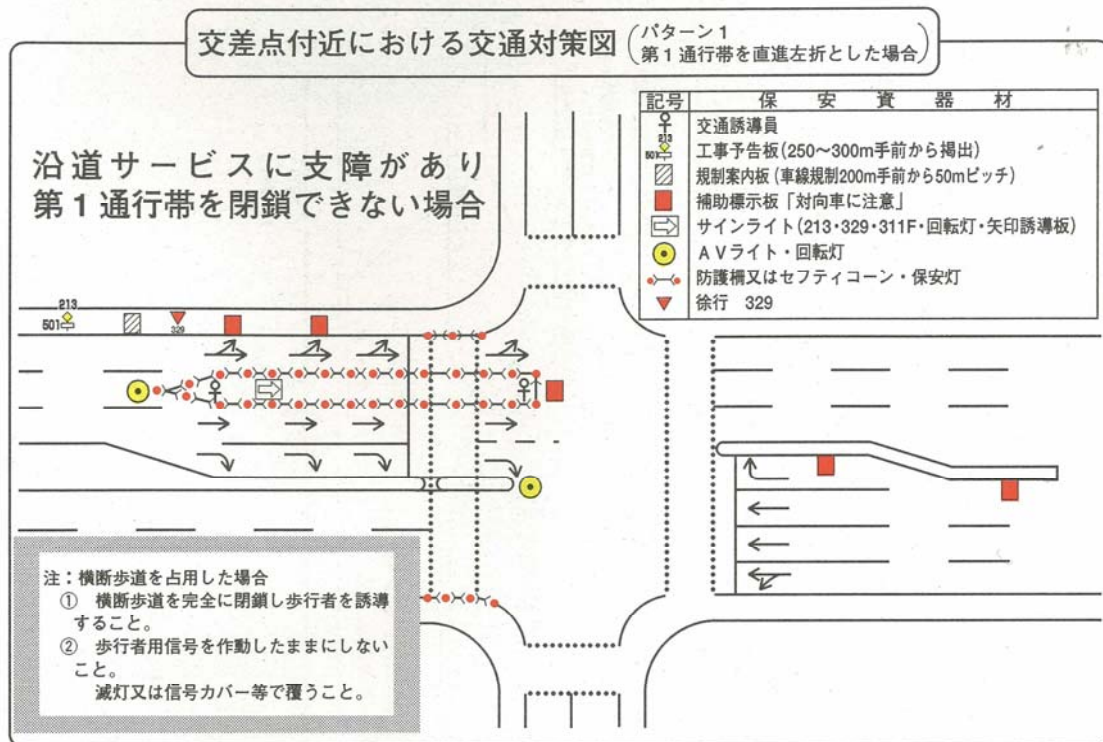
< 設置例 5 - 2 幹線道路（中央車線占用） >

凡 例	
道路工事中 213	
徐 行 329	
指定方向外進行禁止 311-f	
工事標示板	
防護さく	
セイフティコーン（※）	
作業区域警戒灯	
黄色回転灯	
交通誘導員	
補助標識	

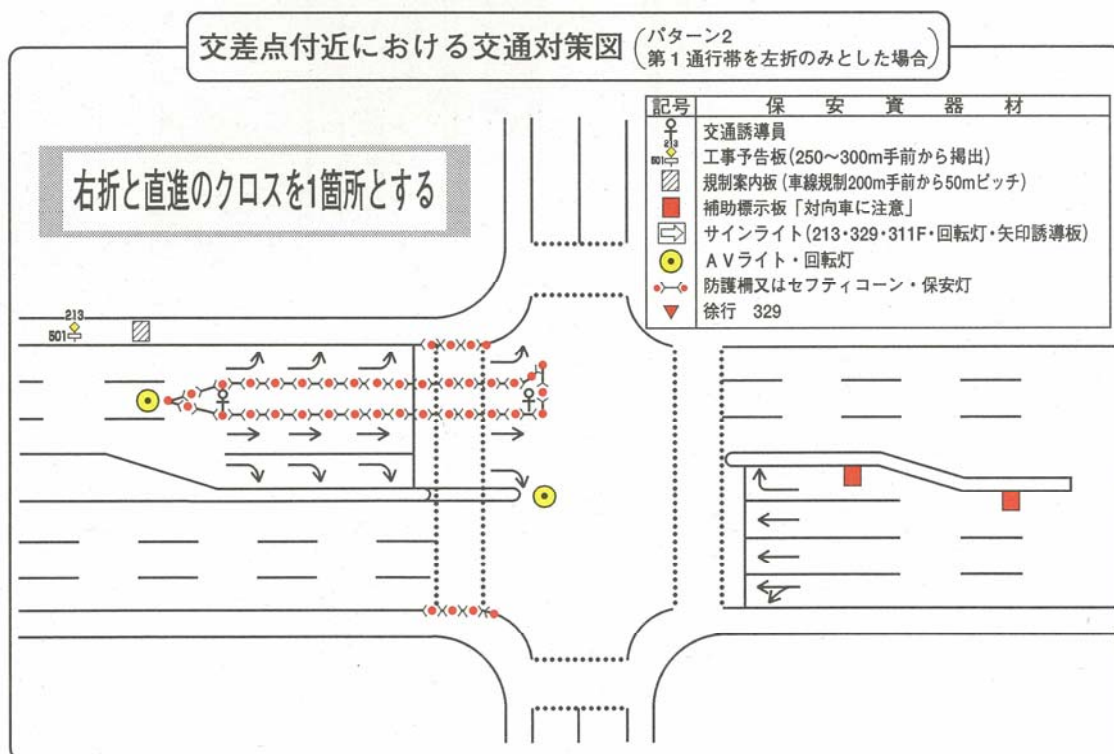
※夜間は、セイフティコーンに反射材を貼付け、かつ、反射器又は警電式による赤色警戒灯を設置のこと。



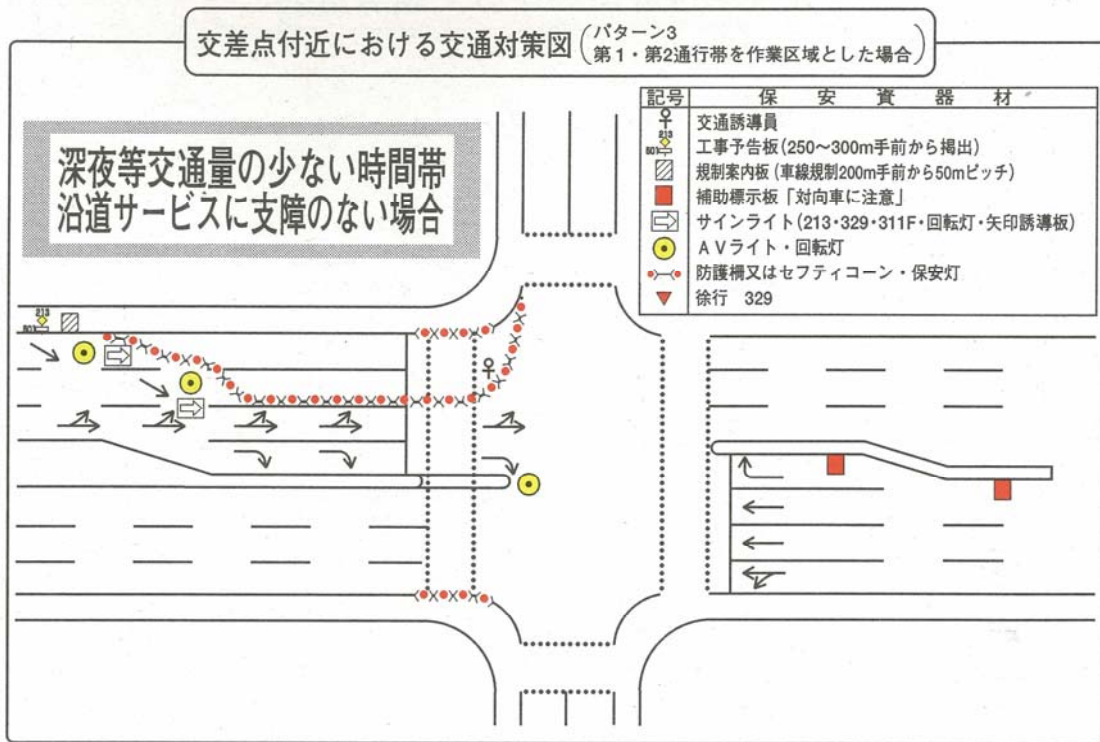
設置例 6-1-1 交差点付近 A (幹線道路)



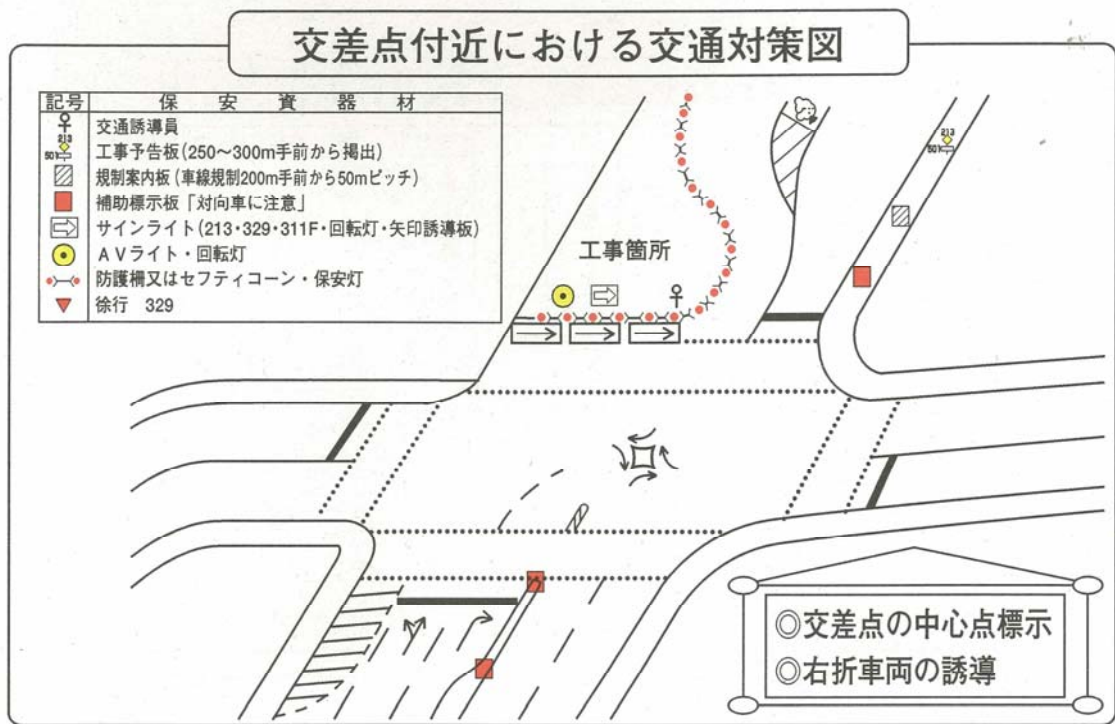
設置例 6-1-2 交差点付近 A (幹線道路)



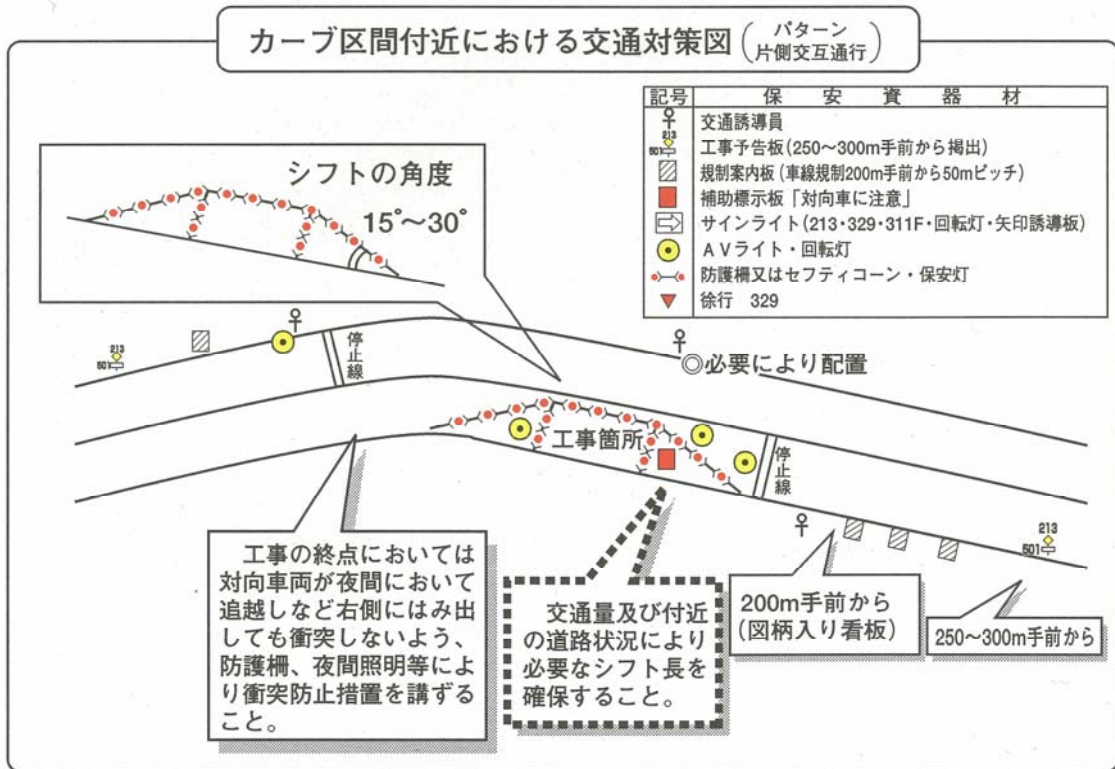
設置例 6－1－3 交差点付近 A（幹線道路）



設置例 6－2－1 交差点付近 B（幹線道路）



設置例 7－1 カーブ区間付近（幹線道路）



第4章 その他

道路上で工事を行う場合で、前章までに記載した保安対策に関する事項の他に留意すべき事項について、以下に示す。

- 1 許可票などの現場掲示について
- 2 道路工事の広報について
- 3 道路工事に使用するデザインさくについて
- 4 地下埋設物による事故防止について

1 許可票などの現場掲示について

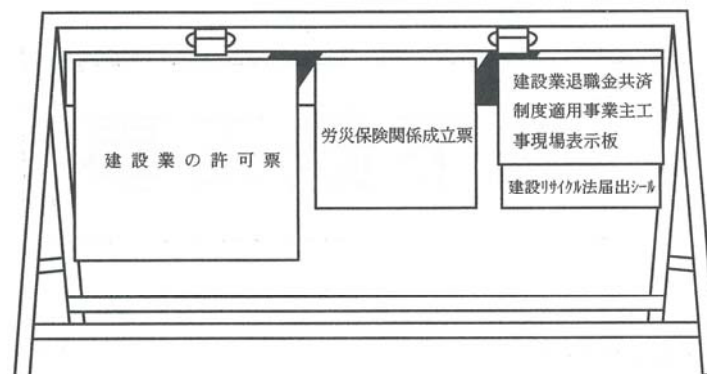
道路工事においては、前章までに記載したように道路工事に関する基準に従い標示施設等を設置するほか、建設業法等各種関係法令に基づいて許可票などの現場掲示をする必要がある。

本章では、道路工事に関連する現場掲示義務標識の代表的なものを紹介する。

標 識 名	根 拠 法 令 等	備 考
道路占用許可標識	名古屋市道路管理規則第 13 条	・道路法施行令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設のみ ・道路占用許可済証を貼付し見やすい場所に掲出
建設業の許可票	建設業法第 40 条 建設業法施行規則第 25 条	公衆の見やすい場所に掲示
建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識	現場標識の掲示については、「建退共制度改善方策について」（平成 11 年 3 月 18 日労働省、建設省、建退共本部）	現場事務所・工事現場の出入口等の見やすい場所に掲示
労災保険関係成立票	労働者災害補償保険法施行規則第 49 条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 74 条	見やすい場所に掲示
建設リサイクル法届出済シール	名古屋市建設リサイクル法届出済表示制度	見やすいところに貼付
施工体系図	建設業法第 24 条の 7 第 4 項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 13 条第 3 項	「工事関係者」が見やすい場所及び「公衆」が見やすい場所に掲示

※各標識の掲示義務、掲示対象工事は各根拠法令等による。

(現場での掲示例 (A 型防護さくに添付))



2 道路工事の広報について

道路工事の広報に関する実施要領

〔平成4年4月1日〕
〔名古屋市土木局長通達〕

＜解説＞

第1条と第3条の条文の精神及び市民からの情報公開の要望が強い社会情勢から、道路工事の広報する適用範囲を拡大することが求められている。

よって、その地域における重要な道路であると判断されれば第2条による3要件に該当しなくとも、条文中の特に広報が必要と認められる工事とし広報すること。

第1 趣旨

この要領は、市内で実施される道路工事(道路に関する工事「道路管理者工事」及び道路の占用に関する工事「占用者工事」をいう。)について、市民や道路利用者に、工事の目的、内容、期間等をわかりやすく、また、広く各方面に広報することにより、工事に対する理解と協力を得るとともに、円滑な道路工事の推進を図るものとする。

第2 適用範囲

この要領は、道路工事のうち、次のすべての要件に該当する工事及び特に広報が必要と認められる工事(以下「対象工事」という。)について適用するものとする。

- 1 国道(指定区間を含む。)及び主要地方道並びに道路幅員24.54メートル以上の路線に係るもの
- 2 工事期間が3か月を超えるもの
- 3 車線規制等の交通規制が7日以上のももの

第3 道路工事施行者の責務

道路工事施行者(以下「施行者」という。)は、対象工事を実施しようとするときは、この実施要領に基づき積極的に広報を行うものとする。

第4 広報の方法

対象工事の広報にあたっては、工事の場所、期間、規模、内容、交通規制等を勘案し、次の方法等を活用する。

- 1 広報紙等への情報提供
 - (1) 広報なごや等の活用

緑政土木局道路部道路管理課(以下「道路管理課」という。)は、対象工事の中から施行者と協議の上、広報なごや全市版への広報掲載及び名古屋市ホー

ムページへの掲載を企画し、報道機関へも施行者の了解を得て、道路工事の情報提供を行うものとする。

緑政土木局土木事務所(以下「土木事務所」という。)は、施行者と協議のうえ、広報なごや区版へ、区内の主要な道路工事を広報掲載するものとする。

(2) 運送業界への情報提供

道路管理課は、対象工事の中から運送業界への広報が必要であると認めたものについて、情報を提供する。

(3) 財団法人日本道路交通情報センターの活用

施行者は、財団法人日本道路交通情報センター(以下「道路交通情報センター」という。)への対象工事の情報を報告し、道路交通情報センターに、道路利用者への情報提供を積極的に行うよう要請する。

2 工事場所での広報

(1) 工事予告板の設置

施行者は、対象工事について道路利用者が遠方より道路工事に伴う交通規制を確認できるように、道路に関する工事及び占用工事を施行する場合における標示施設等の設置基準(昭和61年2月7日名古屋市告示第46号)(以下「標示施設等の設置基準」という。)に基づくほか、次の項目により、工事予告板を設置するものとする。

なお、同一の場所で施行者が複数の場合は、原則として、主たる施行者が設置するものとする。

ア 設置場所

道路利用者が迂回できる主要交差点及びその付近に設置する。

イ 設置方法

歩道、中央帯及び横断歩道橋を利用し、立て掛け式、オーバーハング式、横断幕式等の設置方式により、交通の妨げにならない位置で、かつ、通行者から良く見える方法で設置する。

ウ 表示内容

通行者にわかりやすく、ソフトなイメージで工事場所、工事期間及び交通規制方法を表示する。

エ 規格寸法

標示施設等の設置基準第7条で定める「規制案内板」の規格寸法に準ずることを原則とするが、設置の場所及び方法によっては、交通の妨げにならない範囲の規格寸法とすることができる。

(2) 工事広報板の設置

施行者は、対象工事のうち、特に、道路利用者に工事の目的などの理解を得て、協力を求めることが必要と認める道路工事について、工事の内容をわかり

やすく表示した工事広報板を、次の項目により設置するものとする。

ア 設置場所

工事区間内で設置場所を選定する。

イ 設置方法

立て掛け式等の設置方式により、交通の妨げにならない位置で、かつ、通行者から良く見える方法で設置する。

ウ 表示内容

工事の内容を完成予想図等により、通行者にわかりやすく工事の目的、工事期間等をソフトなイメージで表示する。

エ 規格寸法

標示施設等の設置基準第3条で定める「工事標示板」の規格寸法に準ずることを原則とするが、設置の場所及び方法によっては、交通の妨げにならない範囲の規格寸法とすることができる。

第5 対象工事の報告等

1 対象工事の報告

(1) 報告対象工事

報告する対象工事は、報告する翌月1日現在、施行中の工事及び3か月以内に着手する工事とする。

(2) 報告書様式

施行者は、対象工事に関する情報について、道路工事報告書(第1号様式)により道路管理課へ報告するものとする。

なお、緑政土木局以外の施行者については、所轄土木事務所を經由して、道路工事報告書(2部)を提出するものとする。

(3) 報告時期

報告時期は、毎月25日(緑政土木局以外の施行者は、所轄土木事務所へ毎月20日)までとする。

(4) 国への要請

道路管理課は、国の施行する対象工事について、情報の提供を要請するものとする。

2 工事予告板又は工事広報板の設置の届出

(1) 届出の時期

施行者が、道路管理者工事にあつては、道路交通法第80条に基づく協議書の写しを道路管理課へ送付する時、占用者工事等にあつては、道路占用許可申請書、道路工事施行協議書等を提出する時に、届出るものとする。

(2) 届出の内容

届出の内容は、書面により設置期間、設置箇所図、設置形式、規格寸法及

び表示内容とする。

第6 情報の収集

道路管理課は、施行者から報告のあった対象工事を道路工事台帳(第2号様式)により整理し、常に把握しておくものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 「工事案内標示板の設置等について」(昭和59年9月6日、名古屋市土木局長通知)は、廃止する。

(第1号様式)

道路工事報告書
記載者
TEL

現在

番 号	施工箇所	工事施工 (事業主体名)	路線 (愛称名)	工事期間	工事内容 及び目的	交 通 規 制			東海道路震災情報共有システム関連				備 考
						規制方法	規制期間	規制時間	休工情報 ○で囲む	通行止め時 迂回路○で囲む	災害開放の 可否○囲む	1 緊の 場合は	
1									土 休工 日 休工 祝 休工	有 無	可 否	1緊	
2													
3													
4													
5													

(第2号様式)

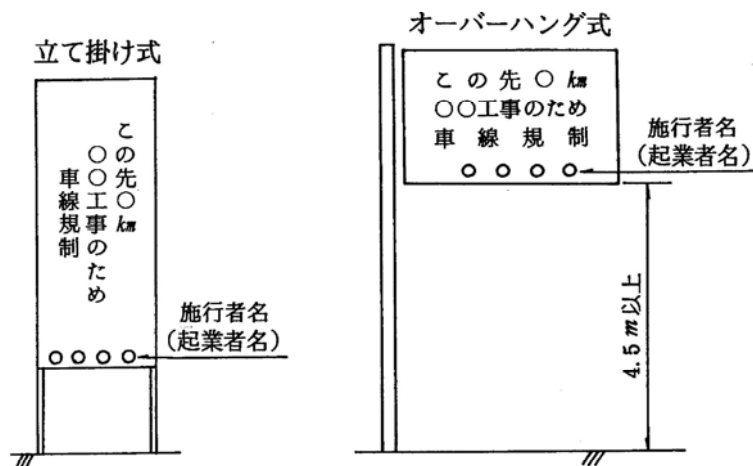
道 路 工 事 台 帳

月 日 現在

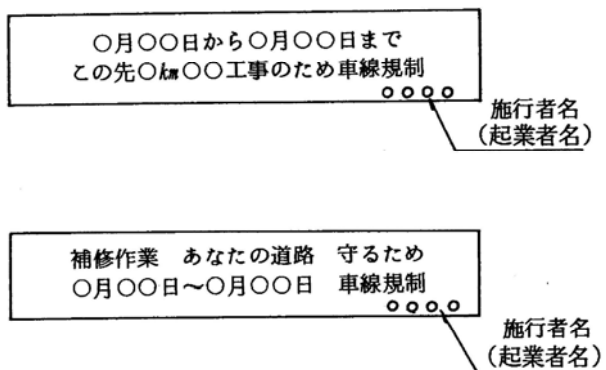
整理 番号	行政区 別番号	工事場所	工事施行者 (事業主体名)	路線名 (愛称名)	工事期間 (着手時期)	工事内容 及び目的	交 通 規 制			広報の方法						完了	備考
							規制方法	規制期間	規制時間	1	2	3	4	5	6	7	

広報の方法コード表 1.広報なごや(全市版及び区版)等の掲載 2.報道機関への提供 3.財団法人日本道路交通情報センターの活用
 4.運送業界への提供 5.工事予告板の設置 6.工事広報板の設置 7.その他

(工事予告板の表示例)



横断幕式

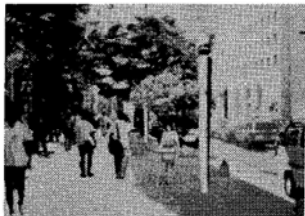


(工事広報板の表示例)

生まれ変わる（小）路

楽しく、親しみやすい、
にぎわいのある道づくりをめざして

【完成予想図】



工事の内容は、

- ・電線を地中に埋め、電柱をなくします。
- ・歩道を1メートル拡げます。
- ・歩道をきれいにします。

工事の期間は、平成〇年〇月末までの予定です。

名古屋市政政土木局

リフレッシュ

錦 通

歩きやすい、走りやすい、
親しみやすい道づくりをめざして

【完成予想図】



工事の区間は伏見通～大津通まで

工事の期間は、平成〇年〇月末までの予定です。

名古屋市政政土木局

3 道路工事に使用するデザインさくについて

道路工事に使用するデザインさくの設置に関する実施要領

〔平成9年4月1日〕
〔土木局通知〕

- 1 デザインさくとは、現場周辺の美装化、工事現場のイメージアップ及び都市景観に配慮した防護さくを言い、その設置目的は、工事現場の明示予告と立ち入り防止とし、公衆災害防止の目的を逸脱しない範囲内で積極的に使用するものとする。
- 2 デザインさくの設置については、道路に関する工事及び占用工事を施工する場合における標示施設等の設置基準(昭和61年名古屋市告示第46号。以下「設置基準」という。)第9条の規定を適用する。
ただし、同条第3項第2号及び第4号、第5項並びに第6項の規定は適用しない。
- 3 デザインさくの規格・寸法は、設置基準の第7号様式に定めるところによるものとする。ただし、色彩・模様等は、使用目的に配慮するものとする。
- 4 デザインさくの設置対象工事は、次のとおりとする。
 - (1) 道路に関する工事及び占用工事
 - (2) 河川工事で親水及び環境整備を目的とする工事
 - (3) 公園工事で景観及び環境整備を目的とする工事
 - (4) その他

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

4 地下埋設物による事故防止要綱について

地下埋設物による事故防止要綱

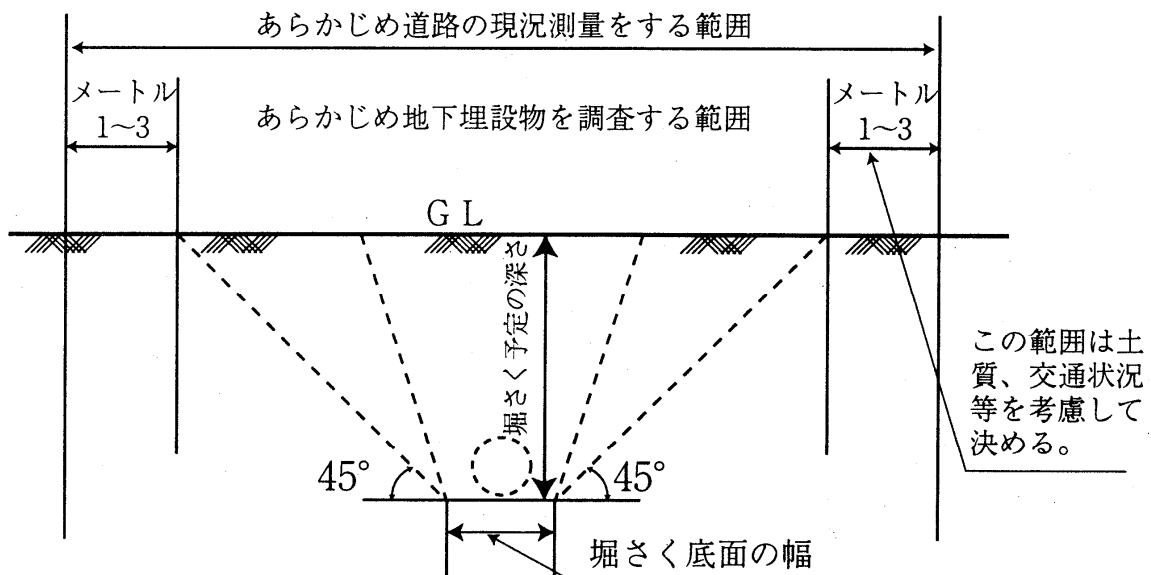
(昭和48年4月1日制定)

(趣 旨)

第1 承認工事及び占用工事の施行に関する遵守基準(平成5年名古屋市告示第104号。以下「遵守基準」という。)第10条の規定により、地下埋設物による事故の防止について必要な事項を定めるものとする。

(事前調査)

第2 道路の掘さく工事を施行しようとする者(以下「施行者」という。)は、あらかじめ工事区間内の道路の次図の範囲について縦横断測量を実施して道路の現況を正確に把握しておかなければならない。



2 施行者は、道路占用許可基準(平成5年名古屋市告示第82号)第12条関係別表に規定する道路埋設標準定規図、マンホール等の路面上の施設及び地下に埋設されている占用物件(以下「地下埋設物」という。)の各管理者(以下「埋設物管理者」という。)が保管する埋設物台帳により、掘さくしようとする道路の地下埋設物の位置、規格、構造及び老朽化をあらかじめ調査しなければならない

(埋設物管理者との協議)

第3 施行者は、第2第1項に規定する範囲内に存する地下埋設物について、当該埋設物管理者が必要があると認めるときは、次の事項について埋設物管理者と協議しなければならない。

- (1) 地下埋設物の補強若しくは管種の変更又は移設若しくは撤去に関する事項
- (2) 工事の各施行段階における立会に関する事項

- (3) 地下埋設物の点検方法、調査結果等の記録その他維持管理に関する事項
- (4) 緊急事態が発生した場合における応急対策に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか地下埋設物の保全に関する事項

2 前項の場合において連続して掘さくする深さが、車道部分にあつては、1.5メートル以上、歩道部分にあつては、1メートル以上であるときは、協議結果記録書を作成しなければならない。

3 前項の規定により作成した協議結果記録書のうち、連続して掘さくする深さが、車道部分にあつては、2メートル以上、歩道部分にあつては、1.5メートル以上の工事に係るものは道路占用許可申請書に添付し、その他の工事に係るものは、工事現場において保管しておかなければならない。

(保安対策部会の意見聴取等)

第4 大規模な道路の掘さく工事を施行する場合において、道路管理者が必要と認めたときは、第3の規定による施行者と埋設物管理者との協議結果について名古屋市道路占用調整協議会保安対策部会(以下「保安対策部会」という。)の意見を聴かなければならない。

2 風水害及び地震等の災害時において、保安対策部会が緊急招集された場合には、埋設物管理者は、損壊した地下埋設物の復旧方法等について、適宜、情報交換を行わなければならない。

(防護の方法)

第5 道路の掘さく工事の施行に伴い必要となる地下埋設物の防護方法は、次の各号に定めるもののほか、埋設物管理者が定める基準に従い施行者と埋設物管理者が協議して定める。

(1) 掘さく坑内に地下埋設物を露出させるときは、横振れ防止、伸縮の吸収、曲線部分での抜け出し防止等の措置を施し、埋め込まれていたと同等の安定した状態に支持しておかなければならない。

(2) 掘さく工事中に吊り防護を施すときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

ア 掘さく坑の覆工面を自動車の通行の用に供するときは覆工用の桁を吊桁として使用してはならない。ただし、埋設物管理者の承認を受けたときはこの限りではない。

イ 吊り金具は、ターン・バックル等でその張力を容易に調整できるものでなければならない。

ウ 管体と受バンド又は受け桁とが接する部分には、ゴム、木板等を入れ、管体に損傷を与えないように防護しなければならない。

エ コンクリート管等は、管類の下側に防護用コンクリートを施し、抜け出し、折損等の防止を図らなければならない。

(3) 受け防護を施して掘さく跡の復旧をする場合の受け防護の構造は、埋め戻し土の荷重及び自動車の荷重等に対し十分な強度を有する構造のものでなければならない。

この場合において受け支持柱が長くなるときは、鋼材又は鉄筋コンクリートを主体とす

る構造のものでなければならない。

(地下埋設物の位置の確認)

第6 施行者は、試掘その他の方法で地下埋設物の位置を確認した後でなければ道路の掘さく工事に着手してはならない。

2 埋設物管理者は、第3の規定による協議の結果にもとづき施行者から試掘の立会を求められたときは、すみやかにこれに応じなければならない。ただし、あらかじめ必要な指示を与えた場合はこの限りでない。

3 マンホール等の路面上の施設、探知器での探査、埋設工事を施行した当時の資料等で地下埋設物の位置が明らかな場合は、施行者と埋設物管理者とが協議して試掘を行なわないことができる。

(工事施行上の注意)

第7 施行者は、遵守基準に定めがあるもののほか、次の各号に定めるところにより工事を施行しなければならない。

(1) 掘さく工事を施行するときは、地下埋設物の損傷を防止するため、あらかじめ埋設物管理者の責任において地下埋設物の位置を旗等で明示しなければならない。

(2) 機械類を指定して掘さく工事を施行する場合において地下埋設物の付近を掘さくするときは、手掘りで施行しなければならない。

(3) 掘さく工事の進捗によって必要となる地下埋設物の仮吊り等の防護措置は、埋設物管理者の立会のもとに施行しなければならない。

(4) 露出したガス管の付近では、溶接器等の火気をともなう器具を使用してはならない。ただし、埋設物管理者の承認を得た場合はこの限りでない。

(5) 掘さく坑を横断する水管及び下水道管の付近から湧水があるときは、その原因を調査し、止水措置を講じなければならない。

(6) ウェルポイント等で地下水位を低下させるときは、地下水位とともに吸いあげられる土砂の量に注意し、異常が生じたときは、ただちにその原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。

(7) 掘さく工事の施行により、地下埋設物の破損箇所が発見されたときは、当該地下埋設物管理者は、ただちに適切な措置を講じなければならない。

(8) 地下埋設物が相互に交差している部分の埋め戻し工事を施行するときは、緑政土木局用途別土質及び施工管理基準(平成11年4月制定)に適合する砂等を用いて十分締め固め、交差部分に空間が生じないようにしなければならない。

(9) 前号の場合においては、交差の状態及び埋め戻し工事の施行状態が確認できる写真を撮影しておかなければならない。

(10) 地下埋設物に名称等を明示する方法は、原則として、別表のとおりとする。

(移動調査)

第8 施行者は、長期間(概ね1月以上)道路の同一場所に掘さく坑の開口部を設ける場合において、その付近に地下埋設物が存するときは、定期的にその付近の地盤の移動調査を

実施し、その結果を記録しておかなければならない。

- 2 施行者は、土留用部材の取りはずしによって路面に亀裂等が生じたときは、雨水の浸水防止の措置を講ずるとともに、地下埋設物の状態を調査し、必要があるときは、埋設物管理者と協議して適切な措置を講じなければならない。
- 3 施行者は、埋め戻し工事又は杭抜き工事が完了したときは工事区間内の道路の縦横断測量を実施し、路面の移動状態を調査しなければならない。
- 4 施行者は、前項の規定による調査結果と第2の規定による調査結果とを比較し、路面に移動が生じているときは、路面を整形するとともに、埋設物管理者と協議して地下埋設物の保全について適切な事後措置を講じなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 地下埋設物に関する事故防止について(昭和37年7月16日土木局長通達)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成6年2月15日から施行する。

別 表

地下埋設物明示要領

1 明示事項

種 別	明 示 事 項	明 示 例	明 示 に 用 いる 色
電 話	管 理 者 管 の 名 称 及 び 区 分 埋 設 年	N T T 電 話 2003	赤
電 力		中部電力 高 電 圧 2003	オレンジ
水 道		名古屋市 上 水 道 2002	青
下 水 道		名古屋市 下 水 道 2003	茶
ガ ス		東 邦 ガ ス 中 圧 2003	緑
工 業 用 水 道		名古屋市 工 水 2003	白
電 話 共 同 溝 収 容 施 設 等	注 意 電 線 共 同 溝 ケーブルが埋設されています。		ピンク (幹線)
	名古屋市電線共同収容施設		黒(引込み)

注 1 文字の色は、黒とする。

2 埋設年は、西暦によること。

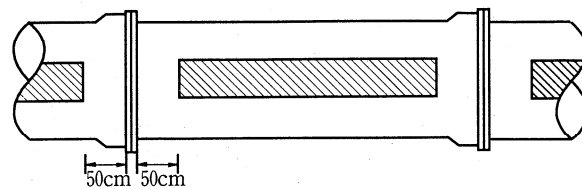
3 ペイント又は管自体による明示の場合は、着色のみによることができる。

2 明示方法

明示方法	管理区分	明示の幅	文字の大きさ	備 考
テープによる明示	0.5m未満	5cm	3cm	管の頂部に連続してはり付ける。 各事項の間隔は2m以内とする。 (第1図)
	0.5m以上 1 m未満	15cm	10cm	
シートによる明示	1 m以上	幅30cm以上 長さ40cm以上	10cm	管の頂部に2m以内の間隔ではり付ける。 (第2図)
ペイントによる明示	0.5m未満	中心角60度以上	3cm	管の頂部を中心に連続して塗布又は着色する。 (第3図)
	0.5m以上		10cm	
管自体による明示	0.5m未満		3cm	
	0.5m以上		10cm	
短管による明示	0.2m未満	中心角240度以上 長さ7cm以上	3cm	2m以内の間隔で取り付ける。 事項の表示は打刻又は印刷とする。 (第4図)

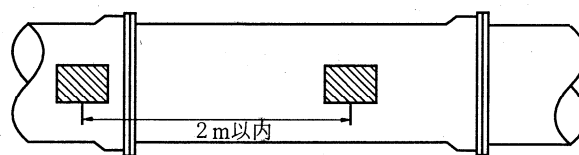
- 注 1 文字の顔料及びペイントは、変色等経年変化しないものとする。
- 2 テープ及びシートの材料は、塩化ビニール、ポリエチレン等耐久性を有するものとする。
- 3 短管の材料は、合成樹脂等耐久性を有するものとする。
- 4 次に掲げるものについては、明示を省略することができる。
- (1) 管径8cm未満の管路
 - (2) 各戸引込管
 - (3) 洞道及びこれに収容される管類
 - (4) コンクリート製の堅固な構造を有するもので、占用物件の種類等が刻印などにより明らかにされているもの。
- 5 上表に掲げる明示のほか、必要に応じ予備表示をすること。

第1図 テープによる明示



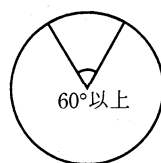
(平面図)

第2図 シートによる明示

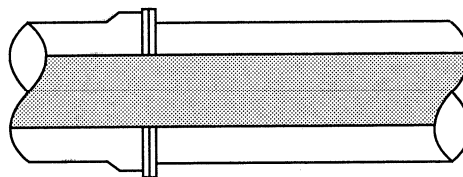


(平面図)

第3図 ペイント又は管自体による明示

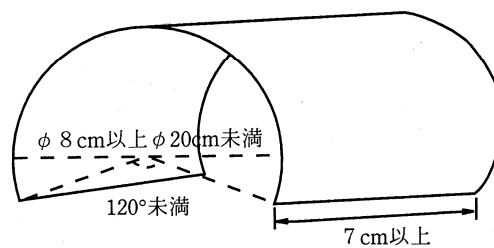


(断面図)



(平面図)

第4図 短管による明示



(鳥かん図)

(参考)

地下埋設物による事故防止要綱第5第1項にいう埋設物管理者の定める基準

- (1) 名古屋市上下水道局水道本部
水道管防護基準
- (2) 名古屋市上下水道局下水道本部
下水道管路施設の保全(防護・復旧の基準)
- (3) 西日本電信電話株式会社
地下施設の防護
- (4) 中部電力株式会社
地中電線路防護指針
- (5) 東邦瓦斯株式会社
ガス供給施設の防護方法について(他工事管理基準)

(注) 上に掲げた事業者の管理する地下埋設物は通常、いずれの道路にも埋設されているが、このほかにも下記の者が管理する地下埋設物があるので注意すること。

- | | | |
|---|--------------|----------------------------------|
| 1 | 名古屋市緑政土木局 | 街灯用管路(架空線の禁止路線)、排水管(市周辺部)、電線共同溝等 |
| | (連絡先) | 各区の土木事務所 |
| 2 | 名古屋市交通局 | 通信線、電力線、鉄道施設(附属施設を含む。)等 |
| | (連絡先) | 電気課又は工務課(鉄道施設) |
| 3 | 愛知県企業庁 | 工業用水管 |
| | (連絡先) | 愛知用水水道南部事務所 |
| 4 | 愛知県公安委員会 | 標識、信号機、パーキングメーター等の地中管路 |
| | (連絡先) | 県警察本部交通部交通規制課、交通管制課又は駐車対策課 |
| 5 | その他(会社、個人など) | 工場間の連絡管、私設下水管、冷暖房用の水管、電力ケーブル等 |

＜参 考＞ 基準等一覧

道路工事の保安対策において参照すべき本市の基準、国の要綱等について、その名称一覧を参考に以下に示す。

- ・ 名古屋市道路管理規則
（昭和45年5月1日名古屋市規則第55号）
- ・ 承認工事及び占用工事の施行に関する遵守基準
（昭和61年2月7日名古屋市告示第45号）
- ・ 道路に関する工事及び占用工事を施行する場合における標示施設等の設置基準
（昭和61年2月7日名古屋市告示第46号）
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱〔土木工事編〕
（平成5年1月12日建設省経建発第1号）

※「名古屋市道路管理規則」、「承認工事及び占用工事の施行に関する遵守基準」及び「道路に関する工事及び占用工事を施行する場合における標示施設等の設置基準」の全文は、名古屋市例規類集のウェブサイトにて閲覧可能。

＜ 名古屋市例規類集URL：<http://www.reiki.city.nagoya.jp/> ＞

＜適用期日と経過措置＞

本手引（平成 26 年 6 月改訂版）は、平成 26 年 10 月 1 日以降に新たに着手する道路上の工事及び作業に適用する。

なお、経過措置として、平成 26 年 9 月 30 日までに道路上の工事及び作業に着手し、平成 27 年 3 月 31 日までに道路上の工事及び作業が完了する場合は、本手引（平成 26 年 6 月改訂版）、旧手引（平成 19 年 4 月版）のどちらを適用しても差し支えないものとする。

道路工事の保安対策の手引		
平 成 26 年 6 月 発 行		
名古屋市緑政土木局路政部道路管理課		
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号		
平成 4 年 8 月	初版発行	
平成 7 年 2 月	一部改訂	
平成 14 年 3 月	一部改訂	
平成 19 年 4 月	一部改訂	
平成 26 年 6 月	一部改訂	

この冊子は、再生紙（古紙パルプを含む）を使用しています。

